みどりのたより

６８号　平成２９年３月２８日

CONTENTS

Ⅰ.行政情報

1.生体機能への影響、水中動態、水産動植物への影響に関する試験成績に関する意見・情報の募集 ･･･ 1

2.平成 27 年度の農作業死亡事故 ･･･ 7

3.後発農薬に係る試験成績の代替関係に関する意見・情報の募集 ･････････････････ 9

4.土壌残留試験に関する意見・情報の募集･････････････････････････････････ 10

5.作物群による農薬登録に関する意見・情報の募集･･････････････････････････ 12

6.「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について」（平成 29 年 3 月 9 日通知）･････････････ 13

7.平成 28 年農林水産物・食品の輸出実績 ･････････････････････････････････ 17

8.平成 27 年度食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果 ･･････････････････････ 18

9.公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集(Vol.2) ････････････････ 20

10.平成 28 年の病害虫発生予察情報「特殊報」一覧 ････････････････････････ 21

11.平成 28 農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績･･･････････････････････ 23

Ⅱ. 緑の安全管理士会関係

1.平成 28 年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の報告 ････････････ 24

2.事務局からの連絡とお願い

⑴資格更新時の「認定証(カード)」返納手続きの廃止 ･･････････････････････ 27

Ⅲ. 緑の安全推進協会関係

1. 平成 28 度「緑の安全管理士」244 名を認定 ････････････････････････････ 29

2. 資格更新者へ新規の認定証を送付･･････････････････････････････････････ 29

3. 「緑の安全管理士」資格認定と更新等の仕組み･････････････････････････････ 30

4. 「特別研修会」を関東、東北で開催･･････････････････････････････････････ 31

5. 米国における農薬使用規制と散布者の資格認定制度･･････････････････････････ 32

公益社団法人 緑の安全推進協会

Ⅲ. 緑の安全推進協会関係（つづき）

6. ゴルフ場における農薬使用計画書の提出窓口 …… 34
7.「グリーン農薬総覧 総合版 2017 年版」刊行のご案内 …… 36
8. 農薬電話相談室 …… 36
9. 農薬の適正使用等のリーフレット …… 36
10. 講師派遣 …… 37
11.「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書 ほか書式 …… 38
12.「緑の安全管理士」認定証書及び認定証紛失等再発行願い …… 39
13.「緑の安全管理士」資格認定と更新等の仕組み（資料１） …… 40
14. 平成 29 年度「緑の安全管理士」資格更新研修会－（日程案）－ …… 41

Ⅰ．行政情報

ハイライト

1．生体機能への影響、水中動態、水産動植物への影響に関する試験成績(農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案)に関する意見・情報の募集について（平成 29 年 1 月 30 日公示、締切:2 月 28 日）

農林水産省は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づきFAMIC 検査コストの適正化、透明化が求められ、こうした検討を踏まえ、登録申請時に提出する試験の必要性について精査し、「生体機能への影響に関する試験」及び「水中動態に関する試験」の見直しを行う。

併せて、環境省委員会(平成 28 年 3 月 3 日)において、今後、新たに申請する新規有効成分の殺虫剤については、ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験成績も水産動植物の被害防止に係る登録保留基準設定の検討に用いるとしたことを受け、「水産動植物への影響に関する試験成績」の見直しを行う。

【主な改正点】

(1) 生体機能への影響に関する試験

毒物又は劇物に相当する急性毒性の強い農薬について、提出を求める。

(2) 水中動態に関する試験

水田以外で使用される農薬は、自然水を用いた試験成績は不要(蒸留水のみ)。

(3) 水産動植物への影響に関する試験

新規殺虫成分は、ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験成績の提出を原則必須とする。

e-GovHP： http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002436&Mode=1

（ 本文 4頁へ ）

2．平成 27 年の農作業死亡事故について（平成 29 年 2 月 6 日公表）

農林水産省は、全国における農作業に伴う死亡事故の発生実態及びその原因等を把握することを目的として、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票の中から、この 1 年間の農作業死亡事故について、道府県職員が調査を行い、報告のあったものを取りまとめた。

(1) 農作業による死亡事故件数は 338 件(対前年比 12 件減)。

(2) 事故区分別件数は、次のとおり。

・農業機械作業 205 件（61%）
・農業用施設作業 14 件（4%）
・農業機械・施設以外の作業 119 件（35%）
※農薬による中毒死は、2 件（H24 年 1 件、H25 年 0 件、H26 年 0 件）

(3) 年齢階層は、65 歳以上の高齢者による事故が 284 件で、全体の 84%。

農水省 HP： http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/170206.html

（ 本文 7頁へ ）

3．後発農薬に係る試験成績の代替関係（農薬の登録申請時に提出すべき試験成績に係る関係通知の改正案)に関する意見・情報の募集について（平成 29 年 2 月 15 日公示、締切:3 月 16 日）

農林水産省は、登録を受けてから一定の期間が経過している農薬と同一の有効成分を含む農薬にあって、現に登録を受けている農薬の製造者等とは別の者が申請するものにあっては、提出すべき試験成績のうち、科学的に見て、先発農薬の登録申請の際に提出された試験成績によって代替可能と考えられるものは、先発農薬の試験成績を後発農薬の登録審査に利用

できるよう改正を行うもの。
また、この改正は、動物愛護の観点からの実験動物数の削減にも資するもの。

【主な改正の内容】

登録を受けてから 15 年以上が経過した農薬で、以下の試験成績の提出から 15 年以上を経過している場合、試験成績代替書をもって当該試験成績の提出に代える。

・農薬原体に含まれる不純物により試験結果が影響を受けることがないと考えられる次の試験成績

動物代謝、植物代謝、家畜代謝、土壌中動態、水中動態、有効成分の性状・安定性・分解性等()、環境中予測濃度算定、農作物・家畜・土壌への残留性

・後発農薬の原体が先発農薬の原体と有効成分及び不純物の組成から毒性学的に同等と判断される場合

農薬原体を被験物質とする試験の試験成績

【施行時期】

平成 29 年 4 月 1 日以降に提出される試験成績に適用する。

e-GovHP：http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002446&Mode=1

（ 本文 9頁へ ）

4. 土壌残留試験（農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案)に関する意見・情報の募集について（平成 29 年 2 月 17 日公示、締切:3 月 18 日）

農林水産省は、農業資材審議会農薬分科会(平成 29 年 2 月 2 日開催)において、農薬取締法第 3 条第 1 項第 5 号に係る土壌残留に係る農薬登録保留基準の試験方法等が変更されることを踏まえ、局長通知及び課長通知について改正を行う。

【施行時期】

通知発出(3 月末予定)の 6 ヶ月後以降に開始する試験の試験成績に適用する。

e-GovHP：http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002447&Mode=1

（ 本文 10頁へ ）

5. 作物群による農薬登録（農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案)に関する意見・情報の募集について（平成 29 年 2 月 25 日公示、締切:3 月 26 日）

農林水産省は、農薬の登録を効率的に行うため、これまでの原則として個別の適用農作物ごとに農薬を登録する仕組みに加え、作物群での農薬の登録を可能とする仕組みを拡大し、導入する。

具体的には、農薬の登録申請時に提出すべき試験成績(薬効・薬害試験、作物残留試験及び例数)について、作物群の一部の適用農作物の試験成績をもって、当該作物群全体における試験成績として活用できることとする。

【主な改正の内容】

大作物群「果樹類」について、「かんきつ」に並ぶ次の「中作物群」等を設ける。

・仁果類（りんご、なし、びわ等）
・核果類（もも、うめ等）
・ベリー類等の小粒果実類（ぶどう、ブルーベリー等）

【施行時期】

改正通知の発出の日（平成 29 年 4 月予定）

e-GovHP：http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002456&Mode=1

（ 本文 12頁へ ）

6.「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について」（平成 29 年 3 月 9 日通知）

環境省は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、これまでの人畜に被害が生じるおそれに加え、今般、生態系保全の観点から指針値を新たに設定し、通知した。

本通知の発出に伴い、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(平成 25 年 6 月 18 日)は廃止した。

なお、本通知は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく「技術的な助言」。

環境省 HP：http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_course/attach/guidelines_2.pdf

（ 本文 13頁へ ）

7. 平成 28 年 農林水産物・食品の輸出実績（平成 29 年 3 月 9 日公表）

農水省は、財務省貿易統計の公表を受け、平成 28 年の輸出実績(速報値)を取りまとめた。

(1) 農林水産物・食品の輸出額は、7,503 億円で過去最高額（前年比 0.7%増)。

(2) 農産物、林産物及び水産物の内訳は次の通り。

1) 農産物 4,595 億円（前年比 103.7%増）
2) 林産物 268 億円（前年比 101.9%）
3) 水産物 2,640 億円（前年比 95.8%）

(3) 主な輸出先は、1 位香港、2 位米国、3 位台湾。

農水省 HP：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html

（ 本文 17頁へ ）

8. 平成 27 年度 食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

厚生労働省は、平成 29 年 3 月 22 日開催の薬事・食品衛生審議会で資料を公開した。

【調査結果】

15 機関の協力の基、43 物質の農薬等(調査機関により異なる)について、1～14 食品群ごとに破砕混合し分析。

(1) 28 の農薬等が、いずれかの食品群から検出され、推定された平均一日摂取量の ADI 比は、カンタキサンチン(飼料添加物)を除き 0.004 %～1.10 %の範囲。カンタキサンチンは 8.64%。

(2) 4 機関以上で分析が行われ、いずれの食品群からも検出されなかった農薬等はなかった。

厚労省 HP：http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000156204.pdf

（ 本文 18頁へ ）

9. 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集(Vol.2)

環境省は、平成 25 年 3 月公に表した「優良事例集」が作成から4年が経過し、現場での取組みで工夫が重ねられている事例を「優良事例集 Vol.2」として、平成 29 年 3 月 28 日に同省ホームページで紹介しました。

http://www.env.go.jp/water/noyaku.html
http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri_cases.html

（ 本文 18頁へ ）

1. 生体機能への影響、水中動態、水産動植物への影響に関する試験成績(農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案)に関する意見・情報の募集について
(平成29年1月30日公示、締切：2月28日)

農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案の概要

平成29年1月30日
農林水産省消費・安全局
農産安全管理課

１．生体機能への影響に関する試験に係る改正について

（１）現行制度の概要

農薬の登録を申請する者（以下「申請者」という。）は、「農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知。以下「局長通知」という。）」の別紙の第１（３）に基づき、毒性に関する試験の一つとして「生体機能への影響に関する試験」の試験成績を提出すべきこととされている。

この試験成績は、農薬の急性毒性作用を薬理学的に解析して、急性中毒の機序と処置法を検討する上で有益な情報を得ることを目的として、昭和47年から申請者に提出を求めているものである。

（２）改正の趣旨

近年の農薬には中毒事故を起こすような急性毒性の強い農薬が少なくなってきていることに加え、昭和47年以来、申請者に試験成績の提出を求める毒性に関する試験の種類が増加し、急性神経毒性等、農薬の急性毒性に係る情報の充実が図られていることから、一律に「生体機能への影響に関する試験」の試験成績の提出を義務付ける必然性が薄れてきている。

また、当該試験の実施には多数の動物が必要となることから、可能な限り動物実験に供される動物の数を少なくするという観点からも、当該試験成績の提出を求める農薬を絞ることが適当である。

さらに、近年の申請者に試験成績の提出を求める毒性に関する試験の種類の増加もあり、農薬によっては、他の毒性試験の結果等により急性中毒の機序が明らかとなるものがある。そのような農薬にまで当該試験成績の提出を求めることは申請者の過度な負担となる。

一方で、現行の局長通知では、急性中毒の機序と処置法を検討する上で有益な情報を得ることが目的となっているが、安全性の観点からは、情報を元にした解毒方法、救命措置方法までを明らかにすることが望ましい。

これらのことから、申請者に当該試験成績の提出を求めるのは、有効成分が毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）における毒物又は劇物に相当する、急性毒性の強い農薬に限ることとする。また、他の毒性試験の結果等により急性中毒の機序が明らかとなった農薬については、中毒機序を解明するための試験の提出を求めないこととする。さらに、現行の試験内容に加え、解毒方法、救命措置方法の検索までを試験成績として求めることとする。

２．水中動態に関する試験に係る改正について

（１）現行制度の概要

申請者は、局長通知の別紙の第１（３）に基づき、毒性に関する試験の一つ

として「水中動態に関する試験」の試験成績を提出すべきこととされている。

この試験成績は、当該農薬の水中での光による分解に関し、その主要な分解経路及び分解により生成される物質等の情報を得ることを目的として、申請者に提出を求めているものである。本試験では、蒸留水（又は緩衝液）を用いた試験のほか、自然環境中での実態をより反映したものとするため、光分解に影響し得る様々な物質が含まれる可能性がある自然環境中の水（河川水、湖沼水等。以下「自然水」という。）を用いた試験を実施することとされている。

（２）改正の趣旨

自然水を用いた当該試験成績については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第３条第２項に基づく水質汚濁に関する基準（水質汚濁に係る農薬登録保留基準）の設定に利用されているが、水田（湛水状態で農作物を栽培する全ての状態を含む。）以外で使用される農薬については、実質的に活用される機会が少ないため、これらの農薬については蒸留水（又は緩衝液）を用いた試験に加えて自然水を用いた当該試験の実施を義務付ける必然性は低いといえる。

一方、水田で使用される農薬（水稲、くわい、れんこん、いぐさ等に適用のあるもの）については、農地面積に占める水田の割合が高い我が国においては、農薬を含む自然水が長時間にわたり太陽光の照射を受ける状況が発生し得ることを鑑み、当該試験の実施を義務付ける必然性は高いといえる。

これらのことから、申請者に自然水を用いた当該試験成績の提出を求めるのは水田で使用される農薬に限り、水田以外で使用される農薬については自然水を用いた当該試験成績の提出を求めないこととする。

３．水産動植物への影響に関する試験成績に係る改正について

（１）現行制度の概要

申請者は、局長通知の別紙の第１（３）に基づき、毒性に関する試験の一つとして「水産動植物への影響に関する試験成績※」の試験成績を提出すべきこととされている。

この試験成績は、水産動植物に対する農薬の短期的影響、繁殖に及ぼす影響及び生長に関する影響に関する化学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱い方法を確立することを目的としている。

また、当該試験成績のうち、魚類急性毒性試験、ミジンコ類急性遊泳阻害試験及び藻類生長阻害試験については、環境省での農薬取締法（昭和23年法律第82号）第３条第２項に基づく水産動植物の被害防止に関する基準（水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準。以下「水産基準」という。）の設定に利用されている。

（２）改正の趣旨

平成28年３月３日、水産基準の設定に関する調査審議を行っている環境省中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第50回）において、環境省調査事業の結果、一部の殺虫剤について、ミジンコ類よりもユスリカにおいて農薬に対する高い感受性が確認されたことを踏まえ、今後、我が国において新たに農薬として登録を受けようとする殺虫剤の新規有効成分（以下「新規殺虫成分」という。）については、ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験の試験成績も水産基準の

設定の検討に用いることとされた。

これを受け、環境省から当省宛て関係通知の改正の検討依頼があったことから、局長通知のユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験成績を提出すべき場合の要件を改正し、新規殺虫成分については、申請者に対し、魚類急性毒性試験、ミジンコ類急性遊泳阻害試験及び藻類成長阻害試験に加え、ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験の試験成績の提出を原則必須として求めることとする。

４．施行時期

１、２については、平成29年４月１日以降に提出される試験成績に適用する。
３については、平成30年４月１日以降に提出される試験成績に適用する。

※水産動植物への影響に関する試験成績の試験項目は、以下のとおり。

・魚類急性毒性試験（原則必須）
・魚類（ふ化仔魚）急性毒性試験
・ミジンコ類急性遊泳阻害試験（原則必須）
・ミジンコ類（成体）急性遊泳阻害試験
・ミジンコ類繁殖試験
・魚類急性毒性・ミジンコ類急性遊泳阻害共存有機物影響試験
・ヌマエビ・ヌカエビ急性毒性試験
・ヨコエビ急性毒性試験
・ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験
・藻類生長阻害試験（原則必須）

2. 平成27年の農作業死亡事故について (平成29年2月6日公表)

表１　農作業中の死亡事故発生状況

（単位：件、％）

		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
事故発生件数		391	397	374	408	398	366	350	350	350	338
農業機械作業に係る事故		242 (61.9)	259 (65.2)	260 (69.5)	270 (66.2)	278 (69.8)	247 (67.5)	256 (73.1)	228 (65.1)	232 (66.3)	205 (60.7)
	乗用型ﾄﾗｸﾀｰ	115 (29.4)	115 (29.0)	129 (34.5)	122 (29.9)	114 (28.6)	123 (33.6)	106 (30.3)	111 (31.7)	95 (27.1)	101 (29.9)
	歩行型ﾄﾗｸﾀｰ	26 (6.6)	35 (8.8)	35 (9.4)	36 (8.8)	50 (12.6)	40 (10.9)	40 (11.4)	21 (6.0)	30 (8.6)	21 (6.2)
	農用運搬車	53 (13.6)	45 (11.3)	35 (9.4)	30 (7.4)	46 (11.6)	31 (8.5)	40 (11.4)	33 (9.4)	32 (9.1)	25 (7.4)
	自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ	6 (1.5)	10 (2.5)	9 (2.4)	17 (4.2)	15 (3.8)	9 (2.5)	17 (4.9)	11 (3.1)	10 (2.9)	8 (2.4)
	動力防除機	3 (0.8)	4 (1.0)	5 (1.3)	9 (2.2)	8 (2.0)	4 (1.1)	7 (2.0)	10 (2.9)	12 (3.4)	10 (3.0)
	動力刈払機	1 (0.3)	6 (1.5)	3 (0.8)	11 (2.7)	7 (1.8)	5 (1.4)	8 (2.3)	5 (1.4)	8 (2.3)	7 (2.1)
	その他	38 (9.7)	44 (11.1)	44 (11.8)	45 (11.0)	38 (9.5)	35 (9.6)	38 (10.9)	37 (10.6)	45 (12.9)	33 (9.8)
農業用施設作業に係る事故		26 (6.6)	21 (5.3)	17 (4.5)	18 (4.4)	14 (3.5)	20 (5.5)	19 (5.4)	12 (3.4)	24 (6.9)	14 (4.1)
機械・施設以外の作業に係る事故		123 (31.5)	117 (29.5)	97 (25.9)	120 (29.4)	106 (26.6)	99 (27.0)	75 (21.4)	110 (31.4)	94 (26.9)	119 (35.2)
性別	男	330 (84.4)	333 (83.9)	325 (86.9)	337 (82.6)	334 (83.9)	304 (83.1)	302 (86.3)	303 (86.6)	305 (87.1)	285 (84.3)
性別	女	61 (15.6)	64 (16.1)	49 (13.1)	71 (17.4)	64 (16.1)	62 (16.9)	48 (13.7)	47 (13.4)	45 (12.9)	53 (15.7)
うち６５歳以上層に係る事故		305 (78.0)	286 (72.0)	296 (79.1)	324 (79.4)	321 (80.7)	281 (76.8)	278 (79.4)	272 (77.7)	295 (84.3)	284 (84.0)

注：１　（　）内は、事故発生件数に対する割合である。
　　２　25年の年齢については、不明が１名いる。

農作業死亡事故の発生状況

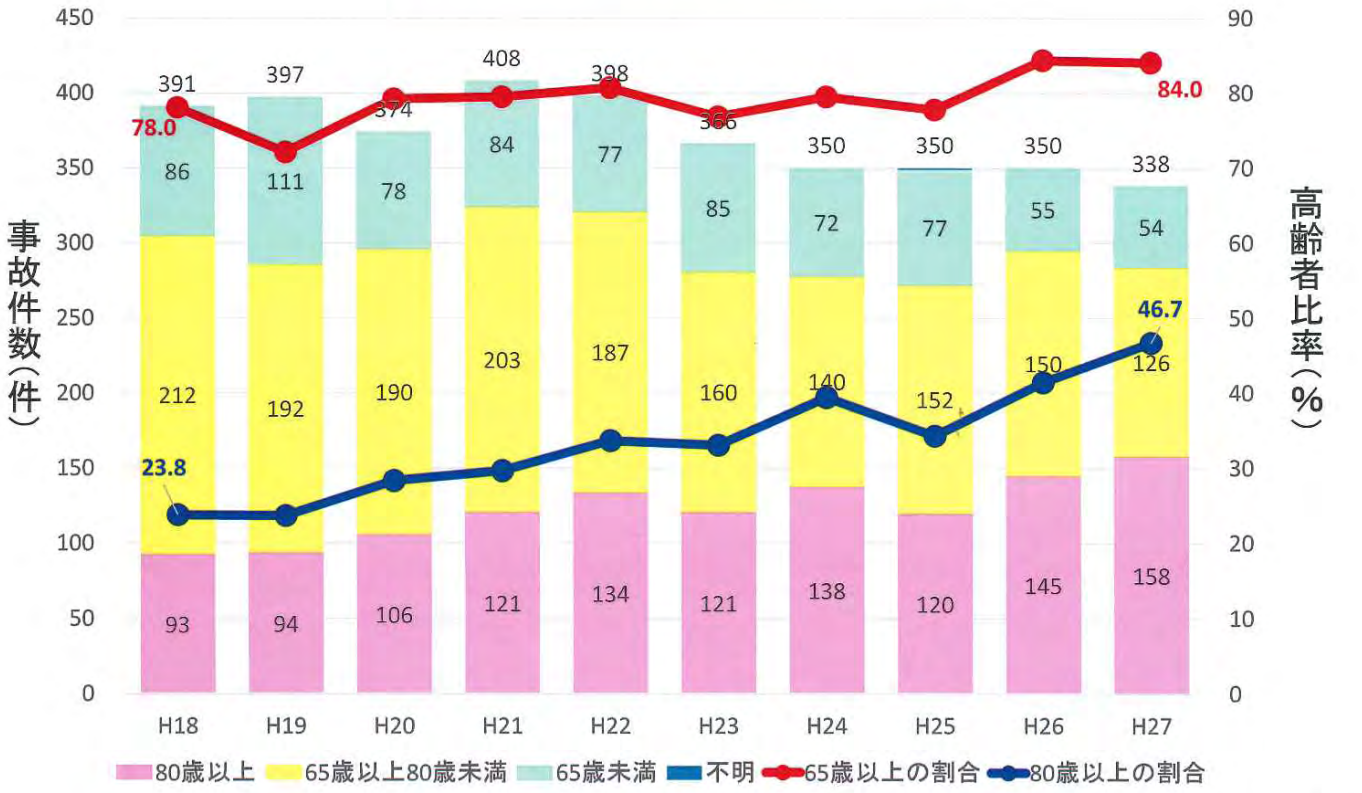

（農水省調べ）

農作業死亡事故の発生状況（地域別）

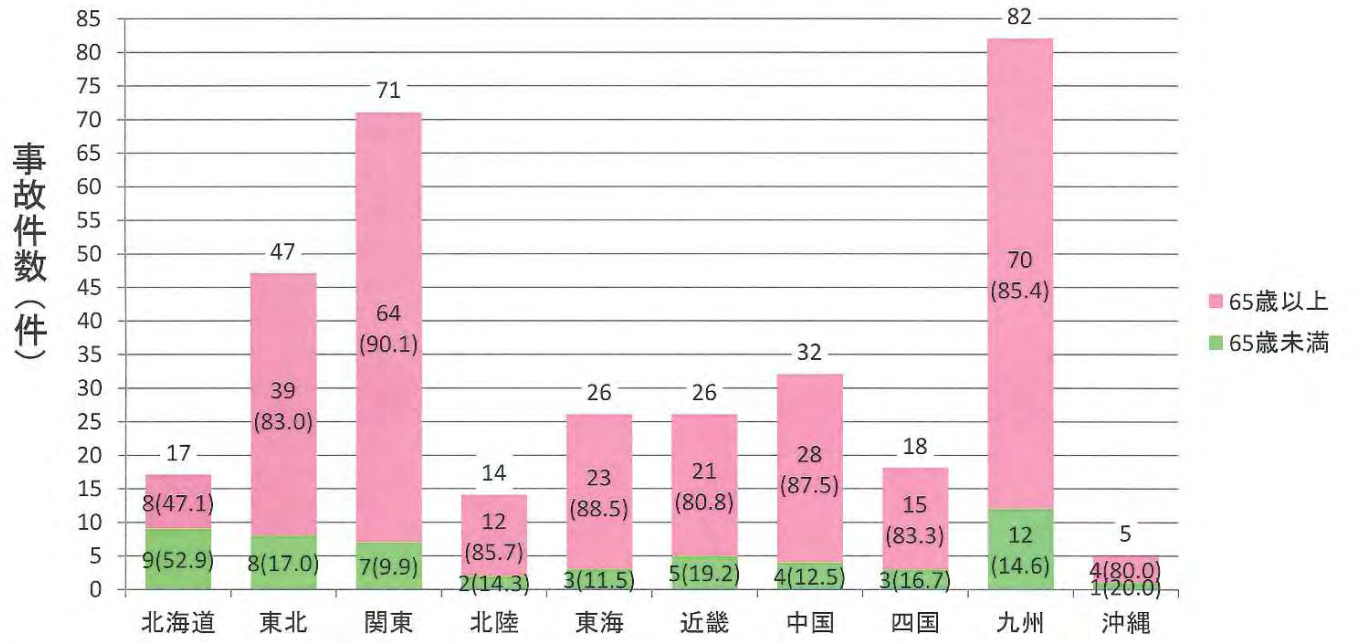

※（ ）内は、各地域の事故発生件数計を100とした場合の割合
※地域区分は以下の通り

東北	青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
北陸	新潟、富山、石川、福井	四国	徳島、香川、愛媛、高知
東海	岐阜、愛知、三重	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

（農水省調べ）

農薬の登録申請時に提出すべき試験成績に係る関係通知の改正案（試験成績の代替関係）の概要

平成２９年２月１５日
農林水産省消費・安全局
農産安全管理課

１　趣旨

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第２項の規定に基づき農薬の登録申請時に提出すべき試験成績については、「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）等において定められています。

今般の改正案は、登録を受けてから一定の期間が経過している農薬（以下「先発農薬」という。）と同一の有効成分を含む農薬であって、現に登録を受けている農薬の製造者等とは別の者が申請するもの（以下「後発農薬」という。）にあっては、提出すべき試験成績のうち、科学的にみて、先発農薬の登録申請の際に提出された試験成績によって代替可能と考えられるものは、先発農薬の試験成績を後発農薬の登録審査に利用できるよう所要の改正を行うものです。

この改正は、動物愛護の観点から取組が求められている実験動物数の削減にも資するものです。

２　主な改正の内容

（１）農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）関係

登録を受けてから15年以上が経過した先発農薬と同一の有効成分を含む後発農薬の登録申請においては、以下の試験成績の提出から15年以上を経過している場合には、試験成績代替書をもって当該試験成績の提出に代えられるものとすること。

- 農薬原体に含まれる不純物により試験結果が影響を受けることがないと考えられる以下に関する試験成績：動物代謝、植物代謝、家畜代謝、土壌中動態、水中動態、有効成分の性状・安定性・分解性等（土壌吸着性、加水分解性、水中光分解性及び生物濃縮性に関するものに限る。）、環境中予測濃度算定、農作物・家畜・土壌への残留性
- 先発農薬に農薬取締法第14条第３項の規定に基づく検査方法として農薬原体中の有効成分及び不純物の組成が定められており、後発農薬の原体が先発農薬の原体と毒性学的に同等と判断される場合には、上記のほか、農薬原体を被験物質とする試験の試験成績

（２）「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）関係

「１．試験成績の代替について」を削除すること。

３　施行期日（予定）

平成29年４月１日以降に提出される試験成績に適用する。

4. 土壌残留試験（農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案)に関する意見・情報の募集について　(平成29年2月17日公示、締切：3月18日)

農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案（土壌残留試験）の概要

平成29年2月17日
農林水産省消費・安全局
農産安全管理課

1　改正の趣旨

農薬の登録申請時に提出する試験成績については、「農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知。以下「局長通知」という。)」、「「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知。以下「課長通知」という。)」において試験の種類、試験方法等を示しています。

今回の改正案は、平成29年２月２日の農業資材審議会農薬分科会において、農薬取締法第３条第１項第４号から第７号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年農林省告示第346号）に規定する土壌残留に係る農薬登録保留基準の試験方法等が変更されることとなったことを踏まえ、局長通知及び課長通知について、所要の改正を行うものです。

2　主な改正内容

（１）試験ほ場の土壌の特性

現行は、試験ほ場は土壌の特性の異なる２か所以上を選定することとしているが、土壌の種類は特定していない。しかしながら、土壌の種類の違いが農薬の半減期に影響を及ぼす可能性があると考えられること、我が国の代表的な農耕地土壌における農薬の挙動を統一的に把握することが望ましいことから、選定する土壌の種類は、「畑地の場合は黒ぼく土、水田の場合は灰色低地土を含むこと」とする。

（２）試験ほ場の整備・管理状況

現行は、試験ほ場の整備・管理状況について特段の規定はないが、散布した農薬が試験ほ場外へ流出すること等により減少する要因を排除するため、「畑地にあっては、散布した農薬が表面流出するような傾斜や明瞭な亀裂があるほ場、水田にあっては、漏水の大きいほ場は、試験ほ場として選定しない」、水田ほ場の水管理は「降雨等による表面流出を防ぐため以外の落水は行わないこと」を追加する。

（３）試験ほ場の作物栽培の有無

現行は、供試農薬が使用される代表的な作物を栽培しているほ場で試験を実施することとしているが、作物栽培下で試験を行うと土壌への農薬の分布が不均一となる可能性があることから、「試験は、作物を栽培しない裸地条件で実施する」とする。

（４）農薬の処理回数・処理量

現行は、登録申請に係る使用方法に従い農薬を処理することとしているが、複数回処理すると、最終処理時には、初回に処理した農薬の一部がすでに分解され、農薬の正確な半減期の算出が困難となる可能性があることから、「処理回数は単回処理を標準とする」とする。また、裸地で農薬を処理した場合、作物栽培下と比べ、土壌への農薬の落下量が２～３倍になると考えられることから、登録申請の使用回数が複数回の場合には「１回の最大処理量の２倍量を目安として処理する」とする。

（５）散布液量

現行は、希釈して使用する農薬の散布液量は、登録申請に係る使用方法に従うこととしているが、処理回数・処理量を（４）のように見直すこととしている。一方、散布液量については量が異なると、農薬の下方浸透量に影響を及ぼすおそれがあることから、「10a当たりの散布液量は、水田の場合は150L、畑地の場合は300Lをそれぞれ目安とする」とする。

（６）試料の採取方法

①　畑地ほ場

現行は、土壌試料を地表面から10cmの深さまで採取することとしているが、農薬が10cm以深へ移行する場合があることから、「地表面から20cmの深さまで採取する」とする。

②　水田ほ場

現行は、土壌試料を田面水とともに採取することとしているが、この方法では田面水深の変動によって土壌水分含有率が変動すること、採取土壌深度を一定に保つことが難しいことから、「土壌と水層の境界面を出来るだけ撹乱しないように水層を静かに吸引採取した後、地表面から10cmの深さまで土壌を採取する」とする。

（７）試料の採取箇所数

現行は、１回の採取において４か所以上の異なる地点から採取することとしているが、サンプリングによる濃度の変動を小さくするため、「１回の採取において８か所以上の異なる地点から採取する」とする。

（８）通知の一本化

現行は、局長通知及び課長通知のそれぞれで土壌残留試験法を定めているが、近年新たに設定した家畜残留試験法等に合わせ、局長通知のみで試験法の全体が把握できるよう通知を一本化する。

３　施行時期

通知発出（３月末日予定）の６か月後以降に開始する試験の試験成績に適用する。

5. 作物群による農薬登録（農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案)に関する意見・情報の募集について　（平成29年2月25日公示、締切：3月26日）

農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案（作物群による農薬登録）の概要

平成２９年２月２５日
農林水産省消費・安全局
農産安全管理課

１　現行制度の概要

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第２項の規定に基づき農薬の登録申請時に提出すべき試験成績については、「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）及び「「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について」（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知。以下「課長通知」という。）において、原則として個別の適用農作物ごとに「薬効に関する試験成績」、「薬害に関する試験成績」及び「農作物への残留性に関する試験成績」の提出を求めることとしている。また、当該適用農作物の作物名については、課長通知の別表１－１及び別表１－２において定めている。

２　改正の趣旨

農薬の登録を効率的に行うため、これまでの原則として個別の適用農作物ごとに農薬を登録する仕組みに加え、商業生産されている作物を対象に作物群を設定し、作物群での農薬の登録を可能とする仕組みを導入する。

具体的には、農薬の登録申請時に提出すべき試験成績について、作物群の一部の適用農作物の試験成績をもって、当該作物群全体における試験成績として活用できることとする。

このことにより、作物群単位で見れば、より多くの試験成績が得られ、信頼性の高い農薬の登録の検査が可能となる。また、作物群に含まれるマイナー作物に施用可能な農薬の確保も可能となる。

３　主な改正の内容

国際的に作物群の設定が進んでいる果樹類について、課長通知の別表１－１を改正し、以下のとおり作物群を設定するとともに、課長通知の別表２及び別表４を改正し､作物群での農薬の登録申請時に提出すべき試験成績を示すこととする。

【仁果類】

主にバラ科のある属（特にリンゴ属及びナシ属）に属する大木及び潅木で、種とそれを包む羊皮紙状の心皮で構成される芯を果肉が包んでいる果実をつける作物。

【核果類】

バラ科サクラ属に属する大木で、１個の硬い殻に包まれた種を果肉が包んでいる果実をつける作物。

【ベリー類等の小粒果実類】

小さな果実を付ける多年生植物あるいは低木の作物｡ぶどうやブルーベリー等。

４　施行時期

改正通知の発出の日（平成29年４月予定）

6. 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について」（平成29年3月9日通知）

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針

（平成 29 年３月９日環水大土大 1703091 号各都道府県知事宛
環境省水・大気環境局長通知）

１　基本的考え方

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めることとすることが肝要と考えられる。

このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁及び水産動植物被害の未然防止に資する対処の方策を明らかにし、地方公共団体が水質及び生態系保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本指導指針を定めることとしたものである。

これに当たり、農薬取締法第３条第１項第７号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成 20 年環境省告示第 60 号において定められているものに限る。以下「水濁基準値」という。）及び同項第６号に基づく水産動植物被害に係る農薬登録保留基準（平成 18 年環境省告示第 143 号において定められているものに限る。以下「水産基準値」という。）の設定が進められていることから、当該水濁基準値及び水産基準値に基づきそれぞれの指針値を設定することとする。

また、別表に示した農薬は、水濁基準値の設定がないが、現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して設定した排出水中の水濁に係る暫定指導指針値であり、水濁基準値が設定されるまでの間は、これを水濁指針値として適用する。

なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改定があり得るものである。

２　指導指針

（１）農薬使用状況等の的確な把握

水質及び生態系保全の面からゴルフ場を指導する際には、これに先立って農薬の使用状況やゴルフ場内の集排水系統、排水処理施設の現状、接続する河川、利水施設等ゴルフ場周辺水域の状況等に関する実態を的確に把握することが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年３月７日農林水産省・環境省令第５号）第５条に基づき提出されるゴルフ場における農薬使用計画書を活用するとともに、関係行政部局、市町村、団体等の協力分担の下に、管内ゴルフ場関係者との間の連絡協議を密にして、必要な資料の収集整理に努めるものとする。

（２）農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止する観点から、（１）により把握した情報を踏まえ、ゴルフ場から排出される水（以下「排出水」

という。）に含まれる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排出水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点（以下「排水口」という。）において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排出水について実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

また、調査の実施に当たっては、一般に使用農薬の種類や使用の時期、方法等が病害虫及び雑草の種類、発生時期等に応じて地域により多様であるほか、排出水中への農薬の流出は、農薬の種類、使用方法や現地の地形、土壌、集排水系統等の状況によって異なること等に十分留意する。

（３）指針値について

ア　指針値の設定

ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度は、排水口において以下の水濁指針値及び水産指針値を超えないこととする。

①水濁指針値

別表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の 10 倍値を水濁指針値とする。

②水産指針値

水産基準値が設定されている農薬について、その値の 10 倍値を水産指針値とする。

イ　指針値の変更

以下の場合には、水濁指針値及び水産指針値が変更されることから留意すること。

①　別表に掲げた水濁に係る暫定指導指針値については、今後、環境省が新たに水濁基準値を設定した場合にはその値の 10 倍値を水濁指針値とする。

②　水濁基準値及び水産基準値が設定又は改正された場合にはその値の 10 倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値及び水産基準値については、以下の環境省のホームページに掲載しているので、随時確認されたい。

（水濁基準値）http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

（水産基準値）http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html

（４）改善措置について

排出水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア　ゴルフ場下流に近接して水道水源や養殖場等利水施設が存在する場合には、調査結果を周知すべき関係者に直ちに連絡し、当該施設における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成等に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

イ　農薬使用実態の精査、流出経路の踏査、調査頻度の増加等により指針値を超えることとなった農薬の流出原因に関するより詳細な実態の把握に努める。

ウ　農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。

エ　排出水中への農薬の流出を低減させる上で、農薬使用の改善のほか、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められる場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

また、排水口における調査結果がこの指針値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるように努めるものとする。

（５）地域特性等への配慮

指針値は、一般的条件の下で適用すべきものとして設定したものであり、都道府県において、ゴルフ場の立地状況や下流の利水状況等地域の実情に応じ、別途、より厳しい値によって所要の指導を行うことができるものである。

また、排水口以外の地点において調査が行われた場合の調査結果については、指針値を基に、その地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする。この場合において、下流河川等の水域における調査結果については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

（６）分析方法

排出水に係る農薬の分析を行う場合は、必要な検出感度が得られるかどうか十分確認を行うこととする。

また、主な農薬の分析法については環境省のホームページ(http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_course.html）に掲載しているので、適宜参考にすること。

（７）調査、指導の体制

調査及び指導に当たっては、必要に応じ、関係行政部局等の連絡協議の場を設けるとともにゴルフ場関係者の協力を求める等により、これらの円滑かつ的確な実施に遺漏のないように努めるものとする。

また、ゴルフ場からの農薬の流出防止については、まずゴルフ場関係者において適切な対策が講じられることが基本であると考えられるので、ゴルフ場関係者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、都道府県の実情に応じ、自主的な調査、点検の実施等について指導し、所要の助言に努めるものとする。

さらに、ゴルフ場関係者又は市町村が行った調査の結果についても把握し、環境省に提供するよう努めるものとする。

（別表）

農　　薬　　名	水濁指針値（ｍｇ／Ｌ）
（殺虫剤）	
イソキサチオン	０．０８
クロルピリホス	０．０２
ダイアジノン	０．０５
チオジカルブ	０．８
トリクロルホン（ＤＥＰ）	０．０５
フェニトロチオン（ＭＥＰ）	０．０３
ペルメトリン	１
ベンスルタップ	０．９
（殺菌剤）	
イプロジオン	３
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	０．０６ （イミノクタジンとして）
キャプタン	３
クロロタロニル（ＴＰＮ）	０．４
シプロコナゾール	０．３
チウラム（チラム）	０．２
チオファネートメチル	３
テトラコナゾール	０．１
トルクロホスメチル	２
バリダマイシン	１２
ヒドロキシイソキサゾール（ヒメキサゾール）	１
ベノミル	０．２
ホセチル	２３
（除草剤）	
シクロスルファムロン	０．８
シマジン（ＣＡＴ）	０．０３
トリクロピル	０．０６
ナプロパミド	０．３
フラザスルフロン	０．３
ＭＣＰＡイソプロピルアミン塩及びＭＣＰＡナトリウム塩	０．０５１ （MCPA として）

注１：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

指針値 ＝ {ADI(mg/kg 体重/日)×53.3(kg)×0.1(ADI の 10%配分)／2(L/人/日)}×10

注２：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の 10 倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ（http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html）に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

7. 平成28年　農林水産物・食品の輸出実績（平成29年3月9日公表）

(1) 主な輸出先国別輸出額及び主な輸出品目（平成29年1月）

	平成29年1月											
順位	輸出先国	農林水産物輸出額（億円）	対前年増減率（%）	輸出額内訳（億円）			主な輸出品目			増減の大きい品目（対前年増減額（百万円））（対前年増減率）		
				農産物	林産物	水産物	1位	2位	3位			
1	香港	87.1	△ 25.5	60.3	0.6	26.2	なまこ（調製）	たばこ	ホタテ貝（調製）	ホタテ貝（調製）(−478)(−52.4%)	なまこ（調製）(−416)(−35.4%)	菓子（米菓除く）(−308)(−50.6%)
2	米国	71.3	1.1	48.8	1.2	21.4	アルコール飲料	ぶり	ソース混合調味料	緑茶(+178)(+66.0%)	メントール(+174)(+299.4%)	ソース混合調味料(−72)(−13.8%)
3	台湾	58.4	△ 39.3	50.7	1.0	6.7	りんご	たばこ	アルコール飲料	りんご(−1,468)(−49.7%)	たばこ(−830)(−63.2%)	ホタテ貝（調製）(−207)(−87.8%)
4	中国	42.3	△ 9.7	21.4	7.1	13.8	ホタテ貝（生・蔵・凍）	丸太	植木等	丸太(+276)(+143.8%)	植木等(−271)(−48.7%)	さけ・ます(−133)(−65.4%)
5	韓国	41.0	△ 4.9	26.3	3.0	11.7	アルコール飲料	ソース混合調味料	ほや	アルコール飲料(+142)(+26.5%)	ホタテ貝（生・蔵・凍）(−77)(−40.8%)	ペットフード(+75)(+657.0%)
6	タイ	24.5	2.0	15.4	0.4	8.7	豚の皮	かつお・まぐろ類	さば	さば(−243)(−63.0%)	豚の皮(+212)(+60.1%)	いか(−41)(−97.1%)
7	シンガポール	17.5	4.8	14.9	0.2	2.4	アルコール飲料	ソース混合調味料	牛肉	ホタテ貝（調製）(−100)(−57.1%)	たばこ(−49)(−100.0%)	さば(−42)(−93.8%)
8	ベトナム	17.5	△ 5.8	8.8	0.4	8.2	粉乳	さけ・ます	いか	いか(−226)(−66.6%)	粉乳(+218)(+283.8%)	ホタテ貝（生・蔵・凍）(−145)(−99.5%)
9	オランダ	9.2	37.6	7.3	0.1	1.8	アルコール飲料	ホタテ貝（生・蔵・凍）	メントール	ホタテ貝（生・蔵・凍）(+136)(前年実績無)	播種用の種等(−51)(−82.3%)	メントール(+50)(前年実績無)
10	フィリピン	8.0	21.9	3.3	3.6	1.1	合板	製材	ソース混合調味料	合板(+84)(+59.1%)	製材(+55)(+153.9%)	さば(−48)(−56.9%)
11	オーストラリア	7.7	△ 21.6	6.9	0.0	0.8	清涼飲料水	ソース混合調味料	アルコール飲料	配合調製飼料(−83)(−92.5%)	ホタテ貝（生・蔵・凍）(−69)(−93.2%)	ソース混合調味料(−66)(−38.6%)
12	カナダ	6.6	39.5	4.5	0.0	2.1	ごま油	アルコール飲料	貝柱調製品	貝柱調製品(+438)(前年実績無)	さば(+28)(前年実績無)	ゼラチン(+26)(+155.6%)
13	マレーシア	5.2	0.4	2.5	0.2	2.5	ホタテ貝（調製）	いわし	さば	いわし(+37)(+219.9%)	さば(+12)(+30.8%)	ホタテ貝（生・蔵・凍）(−9)(−77.8%)
14	アラブ首長国連邦	4.8	96.6	4.4	0.1	0.3	清涼飲料水	菓子（米菓を除く）	牛肉	清涼飲料水(+248)(+343.9%)	菓子（米菓除く）(−23)(−48.1%)	練り製品(+12)(+1,300.9%)
15	ドイツ	4.5	△ 12.2	3.8	0.0	0.7	緑茶	ラノリン	真珠	ラノリン(+70)(+447.5%)	緑茶(−48)(−35.4%)	植木等(−23)(−39.5%)
16	ガーナ	4.5	38.0	0.0	0.0	4.5	さば	−	−	さば(+115)(+35.2%)	−	−
17	ナイジェリア	4.2	1,871.7	0.0	0.0	4.2	さば	−	−	さば(+425)(前年実績無)	−	−
18	英国	4.2	10.9	3.8	0.2	0.3	ソース混合調味料	アルコール飲料	醤油	ソース混合調味料(+23)(+45.4%)	牛肉(−18)(−67.7%)	米（援助米除く）(+14)(+720.9%)
19	インドネシア	4.0	12.4	2.2	0.4	1.3	さば	メントール	植物の液汁エキス	さば(+34)(+102.8%)	緑茶(+13)(+824.8%)	メントール(+12)(+54.4%)
20	エジプト	3.4	11.5	0.0	0.0	3.4	さば	−	−	さば(+33)(+11.0%)	−	−
−	EU	27.4	0.1	23.1	0.7	3.6	アルコール飲料	ソース混合調味料	緑茶	植木等(−89)(−44.0%)	ホタテ貝（生・蔵・凍）(+63)(+87.1%)	播種用の種等(−46)(−33.1%)

(2) 農林水産物・食品の輸出額の推移

MAFF

● 我が国の農林水産物・食品の輸出は、平成25年から4年連続で増加し、平成28年輸出実績（速報値）は7,503億円。
● 平成32年の輸出額1兆円目標について、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月閣議決定）において、平成31年に1年前倒し。

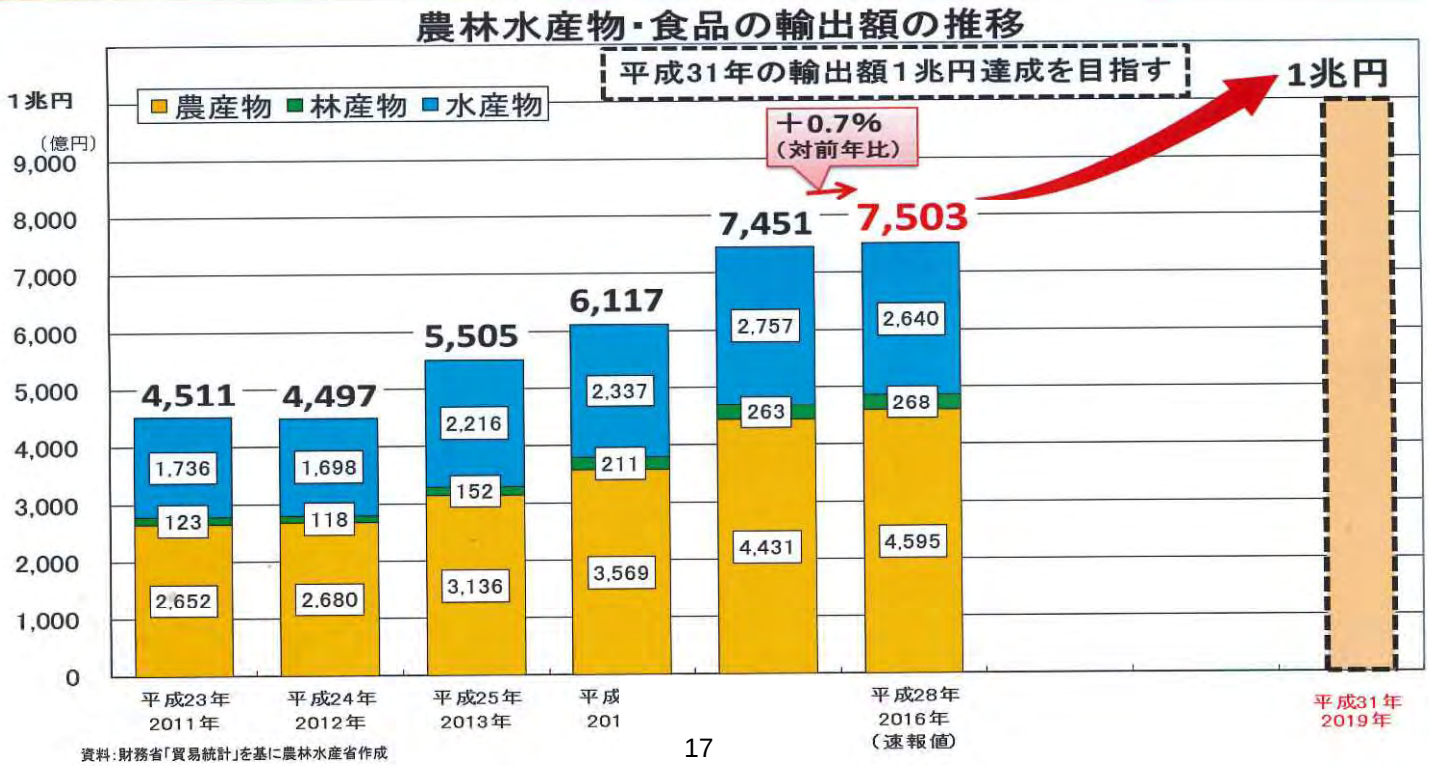

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

8. 平成 27 年度 食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

１．はじめに

厚生労働省では、国民が日常の食事を介して食品中に残留する農薬をどの程度摂取しているかを把握するため、国民健康・栄養調査を基礎としたマーケットバスケット調査方式による一日摂取量調査を実施してきたところであり、平成 17 年度からは、調査対象に動物用医薬品、飼料添加物を加え、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）について、マーケットバスケット調査方式による一日摂取量調査を実施している。

今般、平成 27 年度の調査結果を取りまとめたので報告する。

２．調査方法

(1) 調査機関

調査は、地方自治体の衛生研究所等（15 機関）の協力を得て実施した。（別表 1）

(2) 調査対象農薬等

43 物質の農薬等を調査した。（別表 2）

注）43 物質のうち各自治体が実際に調査した農薬等の種類は、各自治体により異なる。

(3) 実施方法

① 分析調査

日常の食事を介して摂取される農薬等の量を推定するため、農産物のほか、加工食品、魚介類、肉類、飲料水等、食品全般について、次のようにモデル献立を設定して調査を実施した。

各調査機関において、国民健康・栄養調査の分類を参考にⅠ～ⅩⅣに分類された食品群[1]（別表 3）ごとに、同調査の地域別集計による食品群別摂取量[ii]（別表 4）となるよう、各食品群から食品を選択して組み合わせたものをモデル献立とした。選択した食品についてそれぞれ一般に流通するものを購入し、調理を要する食品については、通常行われている調理方法に準じて調理を行った。

このように各調査機関において設定したモデル献立に従って調製した試料を、食品群ごとに均一に破砕混合し、調査対象農薬等の定量分析を行った。各農薬等の定量分析に当たっては、公定の試験方法を参考に、各調査機関において試験法を選定した。なお、定量下限について、原則として 0.01 ppm 以下（一日摂取許容量 ADI[2]）が比較的小さい農薬等については 0.001 ppm 以下）となることを試験法の用件とした。

② 平均一日摂取量の推定

分析の結果、いずれかの調査機関のいずれかの食品群で農薬等が検出された場合は、検出された調査機関のその食品群については、分析結果を当該食品群中の濃度とし、検出されなかった他の食品群については、各調査機関のそれぞれの定量下限の 20%を当該食品群中の濃度と仮定して、当該食品群の重量と濃度から、食品群ごとのその農薬等の摂取量を推定した。

---

[1] 国民健康・栄養調査の分類は平成 15 年度から飲料水を含め全 18 群に再編成されているが、経年変化追跡の観点等から、旧分類をもって本調査を実施している。

[ii] 平成 20～22 年度の国民健康・栄養調査の特別集計結果を使用した。

[iii] Acceptable Daily Intake：毎日一生涯に渡って摂取したとしても健康に影響を生じないとされる量

[v] Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residue：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

Ⅰ～ⅩⅣの各食品群における摂取量の総和を調査機関ごとの一日摂取量とし、それらの平均値を平均一日摂取量とした。

こうして得られた平均一日摂取量について、これまでに我が国、JMPR[i3]又はJECFA[v]において設定されたADIに対する占有率（対ADI比）を求めた。

また、分析の結果、すべての調査機関でいずれの食品群からも検出されなかった農薬等については、少なくとも 4 機関において分析が行われ、かつ、これまでに我が国、JMPR又はJECFAにおいてADIが設定されているものに関して、各調査機関のそれぞれの定量下限の 20%の量が含まれているものと仮定して、上述と同様に、平均一日摂取量を推定し、その対 ADI 比を求めることとしているが、下記結果に示すとおり対象となる農薬等はなかった。

３．調査結果

(1) 検出農薬等

いずれかの自治体においていずれかの食品群から検出された農薬等は以下のとおりであった。

検出された農薬等の分析結果を別表 5 に示す。

アセタミプリド、アゾキシストロビン、イマザリル、イミダクロプリド、エトフェンプロックス、カンタキサンチン、クレソキシムメチル、クロチアニジン、クロルピリホス、クロルフェナピル、シアゾファミド、ジノテフラン、シプロジニル、シペルメトリン、チアクロプリド、チアベンダゾール、チアメトキサム、トリフルミゾール、トルフェンピラド、ピラクロストロビン、フェンプロパトリン、フルフェノクスロン、プロシミドン、ペルメトリン、ボスカリド、メタラキシル及びメフェノキサム、メチダチオン、ルフェヌロン

(2) 平均一日摂取量の推定

① 検出された農薬等の平均一日摂取量

検出された農薬等について、それぞれの平均一日摂取量（μg/人/日）及び対 ADI 比（%）を別表 6 に示す。

② 検出されなかった農薬等の平均一日摂取量

4 機関以上で分析が行われ、いずれの食品群からも検出されなかった農薬等はなかった。

４．まとめ

平成 27 年度の調査において、いずれかの食品群において 28 の農薬等が検出されたが、推定された平均一日摂取量（μg/人/日）の対 ADI 比（%）はカンタキサンチンを除き 0.004%～1.10%の範囲であった。カンタキサンチンの推定された平均一日摂取量（μg/ 人/日）の対 ADI 比（%）は 8.64%であった。いずれの農薬等の推定された平均一日摂取量は ADI と比較して十分に低く、国民が一生涯に渡って毎日摂取したとしても健康に影響を生じるおそれはないものと考えられる。

なお、カンタキサンチンは、国内において飼料添加物として指定されており、鶏、

[3] FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives ： FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

さけ科魚類及び甲殻類に使用することが認められている。また、食品添加物としても指定されており、魚肉ねり製品（かまぼこに限る）の着色料として使用することが認められている。さらに、魚類、甲殻類、食用きのこ及び緑藻類に天然に微量に含まれていることが知られている。しかしながら、今回、カンタキサンチンが検出された XI 群の食品には、魚肉ねり製品、魚類、甲殻類、食用きのこ及び緑藻類が含まれていないことから、飼料添加物由来のカンタキサンチンが検出されたと考えられる。

また、トルフェンピラドについては、定量下限が 0.001 ppm 以下であることを試験法の要件としていたが、定量下限が 0.001 ppm を超える試験結果も含めて平均一日摂取量及び対 ADI 比を推定している。

9. 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集

環境省では、公園や街路樹等における農薬の飛散による健康被害を防止するため、平成 22 年 5 月に『公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル』(以下「公園マニュアル」という)を作成し周知してきました。また、公園マニュアルに基づく農薬の適正な使用等を更に普及啓発していくため、公園マニュアルの周知やこれを活用した優良事例について、調査を実施し、平成 25 年3月に優良事例集として取りまとめました。.

この優良事例集の作成から4年が経過する時期となり、現場での取組の工夫も重ねられてきていることから、今般、これらの事例を「優良事例集 Vol.2」として再度取りまとめました。.

優良事例集では、全国から報告いただいた事例について、多角的に取り組んでいる総合的な事例、公園マニュアルの周知・活用の事例、公園マニュアルに基づいた適切な防除の事例など、内容ごとに整理し、それぞれの取り組みの概要や取り組みの効果、今後の課題などを取りまとめています。より良い公園や街路樹等の植栽管理に取り組むための参考資料となれば幸いです。

なお、優良事例集の複製及び配布には許可等を要しませんが、掲載している写真についてはこの優良事例集のためにご提供頂いたものですので、他の用途のために写真のみを複製し、転用することはご遠慮ください。

公園マニュアル優良事例集 [4MB]

（平成25年３月）

公園マニュアル優良事例集 Vol.2 [39MB]

（平成29年３月）

10. 平成 28 年/29 年病害虫発生予察情報発表状況一覧

＊ この一覧表は、農林水産省が発表する病害虫発生予報に掲載しているものを取りまとめたもので、都道府県が発表している発生予察情報と作物名・病害虫名の表記が一部異なる場合があります。

【特殊報】　　平成 29 年 2 月 20 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
1 月 4 日	大分県	しそ	シソサビダニ
1 月 4 日	大分県	めぼうき(バジル)	メボウキべと病(仮称)
1 月 8 日	群馬県	ブルーベリー	ブルーベリータマバエ(仮称)
1 月 8 日	岡山県	ほうれんそう、しゅんぎく	オオクビキレガイ
1 月 14 日	岐阜県	きく	キク茎えそ病(CSNV)
1 月 15 日	鹿児島県	アブラナ科野菜(キャベツ)	ケブカノメイガ
1 月 20 日	神奈川県	トマト	トマト黄化病(ToCV)
1 月 28 日	長野県	くるみ	クルミ黒斑細菌病(仮称)(クルミ褐色腐敗病)
1 月 29 日	愛媛県	くるみ	クルミ黒斑細菌病(仮称)(クルミ褐色腐敗病)
1 月 29 日	沖縄県	めぼうき(バジル)	メボウべと病(仮称)
2 月 10 日	神奈川県	トマト	トマト葉かび病(レース 2．9)
3 月 1 日	愛知県	めぼうき(バジル)	メボウキべと病(仮称)
3 月 3 日	山口県	トマト	トマト葉かび病(レース 2．9)
3 月 4 日	長野県	ゆきやなぎ	ユキヤナギハマキフシダニ
3 月 7 日	長崎県	茶	チャトゲコナジラミ
3 月 17 日	山梨県	トマト	トマト黄化病(ToCV)
3 月 22 日	徳島県	ほうれんそう	ホウレンソウべと病(レース 13)
3 月 29 日	神奈川県	オリーブ	オリーブがんしゅ病
3 月 31 日	徳島県	レタス	レタス白絹病
4 月 5 日	香川県	シネラリア	シネラリアえそ斑紋病(INSV)
4 月 26 日	徳島県	きゅうり	キュウリ退緑黄化病(CCYV)
5 月 2 日	愛知県	たまねぎ	タマネギえそ条斑病
5 月 31 日	愛知県	トマト	トマト黄化病(ToCV)
5 月 31 日	長野県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)
5 月 31 日	長崎県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)
6 月 6 日	広島県	インパチェンス	インパチェンスべと病
6 月 6 日	広島県	レタス	オオクビキレガイ
6 月 7 日	静岡県	にんじん	キクノネハネオレバエ
6 月 10 日	千葉県	ほうれんそう	ハコベハナバエ
6 月 22 日	静岡県	ブルーベリー	ブルーベリータマバエ(仮称)
6 月 28 日	埼玉県	ねぎ、にんじん	クロバネキノコバエ科の一種
7 月 4 日	京都府	トルコギキョウ	トルコギキョウえそ輪紋病
7 月 7 日	千葉県	ローズマリー	Eupteryx decemnotata

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
7 月 15 日	千葉県	なす	ナスコナカイガラムシ
7 月 20 日	沖縄県	クルクマ	クルクマ青枯病
7 月 21 日	富山県	ブルーベリー	ブルーベリータマバエ(仮称)
7 月 22 日	新潟県	ぶどう	ブドウリーフロール病(ブドウ葉巻病)
7 月 29 日	新潟県	きゅうり	キュウリホモプシス根腐病
8 月 2 日	大阪府	うめ	クビアカツヤカミキリ
8 月 3 日	山口県	さつまいも	ヨツモンカメノコハムシ
8 月 10 日	栃木県	なし	ニホンナシハモグリダニ(仮称)
8 月 22 日	新潟県	つばき	チャトゲコナジラミ
8 月 26 日	新潟県	すいか	スイカ炭腐病、スイカ黒点根腐病
9 月 2 日	愛知県	ブルーベリー	ブルーベリータマバエ(仮称)
9 月 7 日	香川県	びわ	ビワキジラミ
9 月 12 日	鳥取県	シクラメン	シクラメンえそ斑紋病(INSV)
9 月 23 日	神奈川県	こまつな	コマツナ黒斑細菌病(新称)
9 月 28 日	大分県	さつまいも	ヨツモンカメノコハムシ
9 月 29 日	京都府	なす	ヒメジュウジナガカメムシ
9 月 29 日	高知県	にら	カンザワハダニ
9 月 30 日	茨城県	なす	トビイロシワアリ
9 月 30 日	栃木県	めぼうき(バジル)	メボウキべと病
10 月 3 日	岐阜県	ほうれんそう	ホウレンソウべと病(レース 12)
10 月 12 日	福岡県	トマト	トマトフザリウム株腐病
10 月 12 日	高知県	かんしょ	ヨツモンカメノコハムシ
10 月 17 日	和歌山県	しょうが	ショウガ青枯病
10 月 19 日	大分県	コリアンダー	コリアンダー褐斑病(仮称)
10 月 20 日	愛媛県	茶	チャトゲコナジラミ
10 月 20 日	徳島県	にがうり	アシビロヘリカメムシ
10 月 21 日	和歌山県	にがうり	アシビロヘリカメムシ
11 月 1 日	愛知県	ほおずき、なす	タバコノミハムシ
11 月 4 日	神奈川県	ジニア(百日草)	ジニアえそ輪点病(仮称)
11 月 7 日	山口県	トマト	クロテンコナカイガラムシ
11 月 7 日	大分県	ほおずき	ナスコナカイガラムシ
11 月 8 日	静岡県	コリアンダー	コリアンダー斑点細菌病(仮称)
11 月 10 日	高知県	にがうり	アシビロヘリカメムシ
11 月 25 日	和歌山県	めぼうき(バジル)	メボウキべと病
12 月 21 日	東京都	野菜類、水稲	ミナミアオカメムシ
12 月 22 日	秋田県	なし	ナシさび色胴枯病
12 月 28 日	神奈川県	きゅうり	キュウリ灰白色斑紋病(仮称)

〈平成 29〉【特殊報】　　平成 29 年 2 月 20 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
1 月 6 日	福岡県	ヒムロスギ	クロトンアザミウマ
1 月 6 日	福岡県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
1 月 6 日	長野県	アスパラガス	アスパラガス疫病
1 月 16 日	神奈川県	さつまいも	ヨツモンカメノコハムシ
1 月 23 日	神奈川県	ローズマリー	Eupteryx decemnotata Rey (国内未記録種のヨコバイ類)
1 月 30 日	宮城県	トマト	トマト退緑萎縮病
1 月 31 日	愛知県	なし	ナシさび色胴枯病
2 月 14 日	京都府	ほうれんそう	ハコベハナバエ

11.平成 28 農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績(暫定)

ゴルフ場・緑地分野での農薬の出荷実績は、数量が 6,821 ton,kℓ(前年比 104.2%、277ton,kℓ 増)、金額が 26,690 百万円(前年比 101.2%、312 百万円増)と、ともに前年を上回った。内訳では、殺虫剤と殺菌剤は数量、金額ともに増であったが、除草剤は数量ではやや減であった。

平成 27 農薬年度の出荷実績は前年比で数量 90.6%、金額 94.7%であったが、平成 28 農薬年度では数量、金額ともにプラスに転じる実績になった。

(報告会社:33 社)

(1) 出荷数量(平成 27 年 10 月～28 年 9 月)

種別	用途別販売数量(ton,kℓ)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	372	90.6	511	119.9	1	72.5	884	105.5
殺菌剤	895	106.1	1	99.4	0	0.0	895	106.0
除草剤	1,067	103.7	9	18.2	3,777	104.6	4,853	103.5
植調剤	34	94.6	2	125.7	50	153.2	87	122.5
農薬肥料	0	0	0	0	0	0.0	0	0
その他	68	122.4	33	69.1	0	0.0	101	97.1
合計	2,437	102.6	556	106.0	3,828	105.1	6,821	104.2

(2) 出荷金額(平成 27 年 10 月～28 年 9 月)

種別	用途別販売金額(百万円)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	2,182	103.6	3,479	103.3	2	72.5	7,488	136.7
殺菌剤	6,530	102.4	2	99.4	0	23.0	6,533	102.4
除草剤	9,297	99.1	12	6.4	3,796	105.0	13,105	99.5
植調剤	701	103.7	49	115.3	353	114.9	1102	107.5
農薬肥料	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	191	103.8	94	71.7	0	0	286	90.6
合計	18,902	100.9	3,636	97.6	4,151	105.7	26,690	101.2

注)四捨五入の関係で若干の差異があります。一部で報告内容の修正により改訂。

Ⅱ．緑の安全管理士会関係(3 月 27 日現在)

［関東・北とぴあ会場］

1　平成 28 年度支部大会(更新研修会)の経過報告

(1)管理士の状況

開催のご案内は、平成 28 年 9 月 25 日時点で届出住所が確認できた管理士 2,931 名(前年：2,949 名)を対象に、①資格更新対象の管理士 566 名(同 498 名)には、更新研修受講申込書などを封書で、また、②他の一般の管理士 2,365 名(同：2,377 名)には、支部大会(兼「更新研修会」)参加申込書を往復葉書で郵送しました。

資格更新は、4 年目までの支部大会に 1 回以上出席した上で、5 年目の更新研修会に出席することで正規の資格更新となります。

(2)平成 28 年度の研修テーマ

①農薬行政の動向[農水省]、②農薬に係る環境リスク評価とリスク管理[環境省]、③農薬の登録状況を巡る話題[FAMIC]と、アンケートで要望の多かった無人ヘリに関して ④農薬散布に用いる無人航空機(ドローン含)の現状[(一社)農林水産航空協会]、の４テーマとしました(北海道は①②④)。

(3)参加者等の内訳 （下表参照）

平成 28 年度の資格更新研修会(兼「支部大会」以下同じ)は、昨年の 11 月 21 日(月)の北海道支部から順次開催し、年明け 29 年 1 月 20 日(金)の近畿支部で全日程を終了しました。

管理士の参加総数は 1,196 名(前年度 1,111 名)、内訳では、資格更新者が 390 名(同 340 名)、一般では 806 名(同 771 名)でした。参加率で見ると、資格更新者が 69%(同 68%)、一般が 34%(同 32%)で、平均では 41%(同 44%)でやや減でした。

平成28年度 管理士会支部大会の概要

	支部大会(更新研修)							アンケート	
	更新		一般		合計				
支部名	該当者	更新者	該当者	出席者	該当者	出席者	参加率	回答数	回答率
北海道	54	39	197	73	251	112	45%	94	84%
東北	49	36	306	96	355	132	37%	40	30%
関東①	123	77	476	178	599	255	43%	128	50%
関東②	123	92	482	192	605	284	47%	76	27%
東海・北陸	75	46	329	87	404	133	33%	73	55%
近畿	48	38	212	83	260	121	47%	70	58%
中国・四国	39	24	183	49	222	73	33%	35	48%
九州・沖縄	55	38	180	48	235	86	37%	34	40%
28年度	566	390	2,365	806	2,931	1,196	41%	550	46%
27年度	498	340	2,377	771	2,875	1,111	39%	477	43%

(4)平成 28 年度アンケートの要望等に対する対応

①講演内容が重複(農水省、環境省、FAMIC の説明振りが重複)していて、事案によっては話が端的でない(回りくどい)に関しては

〈対処〉 行政担当(農水省、環境省)、農林水産航空協会とは、テーマ選定時のポイントとする項目や要点などの事前打ち合わせを踏まえて、FAMIC には依頼することで講演内容での重複の解消に努めました。

また、講師には、前段講演者の内容を踏まえての説明振りの工夫(割愛等)やPPTの準備を丁寧にすることで簡潔な説明を依頼しました。

②現場に応じた事例等の紹介を重点とし、無人ヘリなどの話題に関しては

〈対処〉 制度や規制等については、最近、改訂された事項等を重点にすることで行政(農水省、環境省)へ依頼、FAMIC には検査機関の視点から使用現場に係る話題を重点とし、無人ヘリの登録農薬について追加依頼としました。

講師の方には、時間的に余裕のあるパワーポイントの点数での説明と講演時間内での質疑応答を依頼しました。

28 年度を終えて、重要な部分についてはスポット的な映像の組み入れ、文字の拡大など見易くする工夫等の改善を求める予定です。

③管理士資格取得のメリットともなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町村の入札においては、「緑の安全管理士」等の資格保有者を要件に添えるように働きかけるべきではないか

〈対処〉 住宅地等の農薬散布に係る平成25年4月に農水省(消費・安全局長)及び環境省(水・大気環境局長)連名通知にて、「当該業務の実質上の責任者が緑 の安全管理士等の資格を有していることを入札の要件として規定する。」などの取組事例として既に明記されていること。

資格認定研修会の受講者は、上記通知に沿った入札要件を満たすために「緑の安全管理士」を取得したいとの造園業者の割合が増加(注)していること。また、28 年度には入札要件を満たすために再取得要望者が認定された。[注)25 年度:29%、26 年度:45%、27 年度:43%]

④資格更新研修受講料が高すぎるのではないかに関しては。

〈対処〉 更新時の受講料(20,200 円)として5年毎に納付いただいていますが、年会費として試算すると 4,000 円×5年間分相当となります。

内訳は①更新研修に係る受講案内経費、資料代、講師料(旅費等)、会場借用料、②更新者への認定証書等の作成・送料代などの直接的な経費、及び③毎年度の研修会案内(同資料代等)、④会報「みどりのたより」(年3回)の作成・送料代などの間接経費を合算すると実費ベースでも 4,000 円/年以上で、赤字分は協会法人会計から補填されています。

⑤業務等の都合があるので支部での開催回数は関東地区と同様に2回に分けることで参加を容易にできないかに関しては

〈対処〉関東地区は、対象の管理士数が 28 年度で 1,205 名(更新対象は207名)のため2回に分けざる得ないこと。

経費的な負担(更新料)を抑える上からも1研修会場は 100 名内外の開催規模としていること。 なお、業務等との都合については、年間の研修日程のご案内を早期(29 年度:3月末に HP・会報)掲載することで、管理士の方々には業務等の調整によるご協力をお願いします。

⑥途中退席者(多く見受けられるとの指摘)の容認は管理士の資格に対する信頼が損なわれるので出席確認は最後とする工夫が必要ではに関しては

〈対処〉公益法人としての認定資格の更新に理解を求めるとともに、業務等との事前調整をお願いする上からも開催日程は 3 月には当協会 HP への公表に努めています。[29 年度開催日程(案)　・・巻末参照]

また、アンケートで要望の高いテーマの選定(28 年度:無人ヘリ関連)に努めるなど有意義な内容となることに努めています。

なお、退席が止む得ない場合は、その旨を書面で受付へ提出いただくことなどを検討しています。

⑦狭隘な会場の解消、3人掛け机では椅子席に余裕が欲しいや席が狭い等については

〈対処〉参加申込者数の2割増しを目処に3人(2人)掛け机での余裕ある席数の配置として、参加施設側に依頼しています。

なお、名古屋会場(名古屋企業福祉会館)は手狭なためフジコミュニティセンター(旧　愛鉄連厚生年金基金会館)へ会場変更とします。

⑧会場案内図が区画整備等によりランドマークが見当たらないについては

〈対処〉該当する会場ついては、最新のアクセス情報の反映に努めます。

なお、28 年度からは QR コードを付して携帯電子機器等での利便性の向上に努めています。[巻末参照:29 年度日程案]

⑨開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げ要望に関しては

〈対処〉プログラムは各支部共通(北海道を除く)とし、開始時間は 13 時から終了時間の 16 時 45 分については、事務局の持ち時間で調整して終了時間の厳守に努めました。

なお、札幌会場は、安全協北海道支部の協力を得て、開始時間を 12:30 から 13:00 へ、終了時間も 15:30(前年 15:00)へ移行しました。

2 事務局からの連絡とお願い

(1) 資格更新時の「認定証(カード)」返納手続きの廃止について

資格更新者の「認定証(カード)」は、更新研修会場等での返納を確認後、新規の「認定証書」と「認定証(カード)」を交付していましたが、平成 29 年度からは、会場では出席印を押印して各管理士へ返却とし、後日、新規「認定証(カード)」を受領後、旧認定証は各自での廃棄などに改めることとします。

〈改訂の背景〉

イ.未返納者の返送処理や紛失届の提出催促などの事務処理の簡素化。

ハ.防除作業や入札、府県等の研修会等で認定証の提示、または、写しの提出が求められる現状などに適切に対処するため。

〈注意点〉

:「認定証(カード)」に明記の<u>有効期限が切れている旧「認定証」など(写し含)を用いることがないように注意</u>して下さい。

(2)緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録をお願いします

メールアドレスを登録頂きました管理士の皆さまには、病害虫の発生予察情報や農薬登録情報などの最新情報を随時お届けしています。

3 月 23 日に 28 年度 49 回目となる『NO.195 号』を発信しました。

今後とも速やかに情報をお届けします。

なお、将来的には支部(地域)活動の展開を図るうえからも地域の会員相互の連絡ネットワークの構築は重要と考えています。

管理士の皆様には趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス③管理士番号、④現在のお住まいの都道府県名を記載したメールを次のアドレスに送付(登録)をお願いします。

なお、<u>登録済の方(受講申請書等に記入済含)は不要です。また、アドレスを変更された方はお知らせ下さい</u>。[<u>midori-kanrishi@midori-kyokai.com 宛</u>]

(3)「緑の安全管理士」の「所属、住所等の変更届」をお届け下さい

資格更新案内など種々のお知らせは、管理士個々の届出の所属先に送付させて頂いていますが、毎回、宛て先不明で戻る件数が少なくありません。

このため2回以上<u>連続する場合は、送付を停止</u>していますので、届出内容に変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡下さい。(送付を停止している場合は再開します。)

「届出書」は当協会のホームページでダウンロード、ご記入の上、FAX・電子メール・郵便等でお送り下さい。　　【届出様式:巻末】

(4)「緑の安全管理士」 認定証の再発行をお受けしています

認定証を紛失されて再発行を希望される方は、当協会のホームページで「再発行願い」をダウンロード、ご記入の上、写真2枚、再発行料金(3,000 円)を添えて事務局まで提出してください。

不明な点は事務局にお問い合わせください。　　【届出様式:巻末】

(5)「緑の安全管理士」の一時失効者の扱いについて

業務等の都合により「緑の安全管理士」資格の有効期間内に資格更新ができなかった方で、管理士の資格継続を希望される方は事務局にご相談下さい。

未更新の資格は一時失効扱いとなっていますが失効の条件によっては、次年度の更新研修会参加などによる資格継続の制度があります。

(6)平成 29 年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

平成 29 年度の「緑の安全管理士会役員会」は 6 月 23 日(金)午後の予定です。(緑の安全推進協会の第 28 回総会は、6 月 22 日(木)予定。)

(7)平成 29 年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の予定

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/24	関東①	12/12	東海北陸	11/27	中国四国	＊ 1/18
東　北	12/1	関東②	*1/26	近　畿	*1/19	九州沖縄	＊ 1/17

注）＊：平成 30 年。

【平成 29 年度の開催日移行と会場変更】

① 関東・北とぴあ会場は、例年開催している 11 月が耐震工事で輻輳しているため 12 月と翌年 1 月の開催へ移行させていただきました。

② 名古屋・企業福祉会館会場は、管理士の増加により手狭となったため会場変更させていただきました。

〈新会場〉フジコミュニティセンター(4F)(旧愛鉄連厚生年金基金会館)

・・・平成 27 年度の特別研修会で利用・・・

③ 福岡の天神クリスタルビル会議室は、先約のためＪＲ博多駅に併設の会議室へ会場変更させていただきました。

〈新会場〉ＪＲ博多シティ会議室(10F 大会議室)

◇ 資格更新研修会等の日程案・会場の詳細　・・・巻末参照

(5)「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

緑の安全管理士の皆さまの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。

皆さまのご意見や記事投稿をお待ちしております。

Ⅲ．緑の安全推進協会関係

１．緑の安全管理士 244 名が誕生

認定研修会の会場

(1)　緑の安全推進協会の主催の緑の安全管理士認定研修は 12 月 5 日～7 日の間、受講生 70 名で東京・神田のアーバンネット神田で開催。

認定試験合格者 68 名は、認定審査を経て新たに「緑地・ゴルフ場分野」の緑の安全管理士として認定されました。

平成 29 年度の同認定研修は、12 月 6 日(水)～8 日(金)の開催予定。

(2) (一社)日本植物防疫協会の植物防疫研修会は、例年の２回に１回追加、①10 月 3 日～7 日(受講生 63 名)、②10 月 17 日～21 日(同 62 名)、③29 年 1 月 30 日～2 月 3 日(同 55 名)の３回開催されました。

植物防疫研修修了者で「緑の安全管理士(農耕地分野)」資格の取得申請者は①69 名、②61 名、③56 名の計 176 名は、認定審査を経て「農耕地分野」の緑の安全管理士として認定されました。

平成 29 年度の同研修会は 10 月に２回と同 30 年 2 月の計３回予定。

(3)「緑の安全管理士」の認定審査会は、①12 月 15 日、②3 月 9 日に開催されて計 244 名を「緑の安全管理士」として認定しました。

２．資格更新者に新規の認定証を送付

更新された新規の「認定証(カード)」等は2月末までに送付済みです。

なお、平成 28 年度更新者で長期継続の有資格管理士 75 名の「認定証(カード)」は、ゴールド(黄色系)のライン入りとしています。

「認定証(カード)」がお手元に届いていない方は事務局までご連絡下さい。

(1) 更新・認定証の発送まで

更新研修会で出席確認できた緑の安全管理士の方には、

① 28 年度で期限切れとなる「認定証(カード)」の返納、

②「資格更新研修会受講申込書」、③「写真(2点)」、

④「更新料支払いの確認」を終えた順に、

⑤ 新規「認定証書」、「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」を同封して、届出の住所あてに送付しています。

(2) 勤務先や住所等が変更となっている場合

届出の勤務先や住所などに変更が生じた場合は「連絡先等変更届出書」を速やかに提出して下さい。

郵便物等が連続して返送される場合は２回を目処に送付を停止していますが、変更の届出に応じて送付を再開しています。

【届出様式：巻末】

3.「緑の安全管理士」資格認定と更新等の仕組み ［巻末参照:資料1］

管理士資格の基本的な取り扱いは、概ね次のとおりです。

(1) 資格の有効期間(「農耕地分野」、「緑地・ゴルフ場分野」)

(1) 新規取得者は、認定の翌年度から5年目の年度末までの5年間。
(2) 更新者は、更新年度の翌年度から5年目の年度末までの5年間。

(2) 資格更新の要件

・有効期間の4年目までに、支部大会(兼更新研修会)に1回以上出席して、5年目の更新研修会に出席することで資格更新となります。

◇３年間出席が確認されてない管理士には、４年目にその旨を封書(往復葉書に同封)でご案内して注意を促すこととしています。

【出席不足で要件を満たしていない場合】

5年目に出席することで更新要件が補完されますので、6年目の更新研修会に出席して、1年遅れで資格更新(残りの有効期間は4年間)となります。

(3) 更新研修会の案内

・更新要件を満たした管理士には、受講申込書等を添えて最寄りの会場をご案内しています。(受講会場は、他の会場を選択できます。)

(4) 受講申込書の提出

・受講申込書には写真を添えて、事務局へ提出(別途、受講料払込みが必要)して下さい。

(5) 更新研修の出席確認

・研修会場では、出席を確認印しています。

【更新研修会を欠席した場合】

参加できなかった「理由書」を提出して、理由が認められると翌年度の更新研修会に出席することで、資格更新(残りの有効期間は4年間)となります。

(6) 資格の更新

・①受講申込書の提出(要写真)、②更新研修会へ出席、③受講料の払込、の全てが確認できた管理士には、新規の「認定証書」、「認定証(カード)」、「管理士の手引き」を送付しています。

(7) 資格の更新が一時停止している管理士資格について

・有効期間内に、必要な更新手続きを行わなかったため資格の更新が一時停止している元管理士は、概ね次の手順で資格の継続が認められます。

(イ)資格停止後5年以内の場合

①「資格復活申請書」に②「復活レポート(4課題程、各 1,000 字)」を添えて提出、『資格認定審査会』の審査(「復活審査判定票」)で合格した場合は、直近年度の更新研修会を受講することで資格の継続を認める。

②但し、特段(5年を超えるなど)の理由がある場合は、考慮できるとされた。

(ロ)資格継続後の有効期間は5年間

① 審査料は 10,000 円(レポート提出時)、
② 更新手数料は、更新研修会受講料(28 年度:¥20,200)。
③ 5年を超える場合の審査料は 20,000 円、更新手数料は同上。

4.「特別研修会」を関東、東北で開催

平成 25 年度から、農薬工業会と緑の安全推進協会の共同で、毎年、農薬工業会の2支部で開催しています。

緑の安全管理士会の支部大会とは内容を異にしており、「現場で役立つ病害虫の診断・防除」、「農薬の適正使用に関するワンランク上の情報」の提供に努めるとともに、参加者相互の情報交換を行う場として、緑の安全管理士の皆様や防除業に携わる方々の能力及び信用度の一層の向上を目的としています。

東北地区・仙台会場

平成 28 年度は、平成 29 年 2 月 16 日(木)に関東地区(96 名)、同 2 月 24 日(金)に東北地区(108 名)で開催しました。

研修テーマは、各4課題について講演いただきました。

<関東地区>

① 住宅地での農薬使用について－現状と課題－(農水省)
② 使用時安全の注意事項と遵守の必要性 －設定の仕組み、注意事項等(保護具含)－ (十文字学園女子大学大学院)
③ 現場で役立つトマト黄化葉巻病の診断と防除対策(農研機構・九州沖縄)
④ 現場で役立つ葉菜類のちょう目害虫の生態と防除対策(農研機構・野菜花き)

<東北地区>

① 住宅地での農薬使用について－現状と課題－(農水省)
② 使用時安全の注意事項と遵守の必要性 －設定の仕組み、注意事項等(保護具含)－ (十文字学園女子大学大学院)
③ 現場で役立つりんご黒星病の診断と防除対策(青森県)
④ 現場で役立つ水稲紋枯病の診断と防除対策(宮城県)

この特別研修会は、緑の安全管理士、農薬工業会会員関係者、一般の方で防除業に携わっておられる方、行政等関係者に幅広く参加を案内しています。

5. 米国における農薬使用規制と散布者の資格認定制度

農薬の安全使用を確保するため米国の農薬取締法（FIFRA: Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act 連邦殺虫剤殺菌剤殺そ剤法)では登録農薬については、使用にあたって特別の注意を要する農薬について**制限使用農薬(restricted-use pesticides)の制度**を定めている。

また、農薬の使用者に対しては、**認定散布者(certified applicators)制度**を定めており、一定の農薬については資格がないと使用できない仕組みとして使用者の安全、食品の安全（残留農薬）、環境の安全（野生生物等）及び作物の安全（薬害防止）の確保を図っている。

1. 制限使用農薬(restricted-use pesticides)

FIFRA では、農薬登録上、農薬は一般使用(general use)と制限使用(restricted-use)に区分されている（Code of Federal Regulations:40CFR152.160-152.175 Classification of pesticides 参照)。

申請された)使用方法、注意事項に従って施用された場合に、更に規制措置を加えなければ、散布者への危害を含め、環境に対し合理的でない悪影響(unreasonable adverse effects)を与えると判断された場合には制限使用とされ、該当しない場合には一般使用とされる。

この指定は、農薬の使用方法ごとに検討の上、行われる(したがって、一部の使用方法が制限使用となり、他は一般使用となることがある。)。

なお、通常、指定は制限使用に対してのみ行われるので、それ以外は指定されていないもの(unclassified)という扱いになる。制限使用農薬の使用は、その指定の根拠が散布者への危害の場合には認定散布者(certified applicators)により行われるか、または、直接の監督下で行われなければならない。

また、指定の根拠が環境に対する合理的とはいえない(unreasonable)悪影響の場合には、その使用は前記の方法または EPA 長官の定める方法によらなければならない。

制限使用農薬に指定されているもの（農薬原体として表示、制限使用農薬としての指定は製剤、使用方法により個別に指定される。）は以下のとおりである。

Acrolein, Aldicarb, Aluminum phosphide, Azinphos methyl, Carbofuran, Chloropicrin,Clonitralid, Dicrotophos, Disulfoton, Ethoprop, Ethyl parathion, Fenamiphos, Fonofos,Methamidophos, Methidathion, Methomyl, Methyl bromide, Methyl parathion, Nicotine (alkaloid), Paraquat (dichloride) and paraquat bis(methyl sulfate), Phorate, Phosphamidon,Picloram, Sodium cyanide, Sodium fluoroacetate, Strychnine, Sulfotepp, Zinc Phosphide

なお、カルフォルニア州では連邦の規制に加え、California Restricted Materials としてより広範な農薬を使用規制の対象としている。さらに、これらの規制対象農薬については郡農業コミッショナー(County Agricultural Commissioner)の使用許可を必要とする独自の規制も行っている。

2. 認定散布者制度

(1)制度の概要

FIFRA により防除実施者に対し認定散布者(certified applicators)という資格認定制度が定められている。この制度の運営は EPA の承認を得て、州の農務部または環境部が主体となり、普及組織の協力を得て実施しているのが通例である。

制限使用農薬の使用は、認定散布者自らが行うか、直接の監督のもとで行う必要がある。

認定散布者には自ら(雇用者を含む。)が所有又は貸借している農地のみで作業を行う個人認定散布者(private applicators)とそれ以外の請負などで業務として散布を行う業務認定散布者(commercial applicators)の2種類がある。業務認定散布者の認定は農業分野、森林分野などの用途別に行われる(用途別などの細部の運用は州によって異なる。)。

個人認定散布者の資格を得るには農薬散布の必要な知識と能力を備えていることを州等の認証システムによって認められる必要がある。業務認定散布者の資格を得るためには防除と農薬安全使用に実践に関し必要な知識と能力を備えていることを審査する試験に合格しなければならない。

年次変動があるが現在の認定散布者数は約 100 万とされている。少し古い数字になるが、EPA と全米州農業部協議会(NASDA(National Association of State Departments of Agriculture))の取りまとめによると、2011 年現在の有効な認定散布者数は全体で約 89 万、うち個人認定は約 48 万、他方、業務認定は約 41 万となっている(州別で一番多いのは、個人認定ではテキサス州の約 4 万 2 千、業務認定ではカルフォルニア州の約 3 万 5 千となっている。)。

(2)認定散布者制度の規制強化

EPA は昨年(2016 年)12 月認定散布者制度の強化を決定し、3 年以内での実施を目指すこととした。

その主な内容は以下のとおり。

① 認定散布者の認定基準の強化

② 認定散布者認定の年齢要件を原則として18裁以上で統一、また、認定散布者の監督下での作業者の同一の年齢要件(18 歳以上)とする。

③ 認定作業者の認定制度に最長 5 年での更新制度を義務づける。

④ くん蒸及び空中散布については別途分野ごとの特別な認定を必要とする。

⑤ 認定散布者の監督下での作業者に対し安全性に関するトレーニングを義務付ける。

【次号では、カリフォルニア州における独自の規制内容を紹介します。】

6. ゴルフ場における農薬使用計画書の提出窓口

ゴルフ場において農薬を使用する者は、年度毎に農薬使用計画書を地方農政（農薬使用者の所在地を管轄する）経由して農林水産大臣あてに提出(*)することとされています。

下記の提出窓口の担当は農薬管理係長、提出は、メールによる電子ファイルでの提出も可能です。

注*）提出期限：当該年度の農薬を使用とする最初の日まで。
変更時：提出後に変更が生じたときは、農薬使用計画書(変更)を提出。

【提出窓口（担当：農薬管理係長）】

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouyaku/n_keikaku_01/

〈北海道農政事務所消費・安全部安全管理課〉

所在地：〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22
電話：011-330-8800（代表）
mail：n_keikaku_hokkaido@hokkaido.maff.go.jp
管轄地域：北海道

〈東北農政局消費・安全部安全管理課〉

所在地：〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号
電話：022-263-1111（代表）
mail：n_keikaku_tohoku@tohoku.maff.go.jp
管轄地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

〈関東農政局消費・安全部安全管理課〉

所在地：〒330-9722
さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
電話：048-600-0600（代表）
mail：n_keikaku_kanto@kanto.maff.go.jp
管轄地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

〈北陸農政局消費・安全部安全管理課〉

所在地：〒920-8566 金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号
電話：076-263-2161（代表）
mail：n_keikaku_hokuriku@hokuriku.maff.go.jp
管轄地域：新潟県、富山県、石川県、福井県

〈東海農政局消費・安全部安全管理課〉

所在地：〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2
電話：052-201-7271（代表）
mail：n_keikaku_tokai@tokai.maff.go.jp
管轄地域：岐阜県、愛知県、三重県

〈近畿農政局消費・安全部安全管理課〉
所在地：〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
電話：075-451-9161（代表）
mail：n_keikaku_kinki@kinki.maff.go.jp
管轄地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

〈中国四国農政局消費・安全部安全管理課〉
所在地：〒700-8532 岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号
電話：086-224-4511（代表）
mail： n_keikaku_chushi@chushi.maff.go.jp
管轄地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
香川県、愛媛県、高知県

〈九州農政局消費・安全部安全管理課〉
所在地：〒860-8527 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号
電話：096-211-9111（代表）
mail：n_keikaku_kyushu@maff.go.jp
管轄地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

〈沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課〉
所在地：〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館
電話：098-866-1627
mail：n_keikaku_okinawa@ogb.cao.go.jp
管轄地域：沖縄県

【農林水産省ホームページ】

農薬使用計画書の提出について
http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouyaku/n_keikaku_01/
<上記サイト>農薬使用計画書様式(ゴルフ場)がＰＤＦファイル版、
エクセルファィル版でダウンロードできます。

[参考] 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/k_kizyun.html

７．「グリーン農薬総覧 2017 年総合版」刊行のご案内

「グリーン農薬総覧 2017 年総合版」を 3 月初めに刊行しました。現在、受注順に発送していますので、ゴルフ場、公園・緑地、造園、防除業に携わる関係者の方々へお薦め頂きたくご案内申し上げます(¥5,500 円：消費税・送料込み)。

総合版と追補版は交互に隔年の刊行で、本版は 2016 年 1 月～2016 年 12 月における新規登録、適用拡大など最新の登録情報を基に、登録農薬の全てに登録番号と適用作物名を記載するとともに、樹木類の病害虫及び雑草に登録のある農薬を対象分野別に整理し、加えて、家庭園芸用の品目ついても充実を図っておりますのでご利用下さい。

ご注文は、協会のホームページ(出版物案内では、概要のサンプルをPDFでご覧になれます。)からダウンロードしてFAX(03-5209-2513)できます。

[URL：http://www.midori-kyokai.com/pdf/Fax-1501.pdf]

お問い合わせ・お申込みは当協会(03-5209-2511)まで

[注文用紙：http://midori-kyokai.com/syuppan/]

８. 農薬電話相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関しての電話相談に無料で応じています。農薬に関する疑問や質問などどのような内容でも応じています。

直接の疑問・質問など以外にも「この問題については、何処に問合せたら良いか？」などについても気軽にお尋ね下さい。

可能な限りお調べしてお答えしています。 **相談電話：03-5209-2512**

９．農薬の適正使用等についての「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識の普及・啓発に関わる方々に、講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。リーフレット代・送料は無償です。

[28 年度実績：リーフレット 13 種類、280 ヶ所(前年：320 ヶ所)、212 千枚(同 219 千)]

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで FAX **03-5209-2513** にてお申込みください。

提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会のHPジでサンプルをご確認できます。詳細は、農薬相談室(**03-5209-2512**)までお尋ね下さい

[URL：http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]

リーフレット送付申込書(FAX)は協会ＨＰからダウンロードできます。

[URL：http://www.midori-kyokai.com/pdf/leaflet-order.pdf]

10. 講師派遣について

当協会では、農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県(市町村)・学校・関係団体・一般市民等が主催する研修会等の要請を受けて、専門分野の講師を無償で派遣する事業を展開しています。(28 年度:190 回)

派遣の時期・内容等によっては、講師の調整によっては 2 ヶ月程が必要ですので、まず、早めにご相談下さい。なお、派遣できる研修会の規模(参集人数)は 30 名以上、時間は60分程度を目安としています。

平成 26 年度からは、緑地・ゴルフ場関連の講師陣についても充実・強化を図っています。管理士の皆様には、研修会や勉強会などを希望・企画されている方に、積極的に当協会の講師派遣をご紹介ください。

講師派遣の詳細、申し込み様式はホームページでご確認ください。

電話番号:03-5209-2512　FAX:03-5209-2513（担当:石島）

[Email:ishijima@midori-kyokai.com　URL:http://midori-kyokai.com/]

都道府県別講師派遣実績の推移

開催場所	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	7年間計
群馬県	1	2	7	9	7	8	9	43
埼玉県	2	2	5	7	6	7	7	36
東京都	9	10	8	8	7	8	7	57
千葉県	2	2	4	5	11	9	8	41
神奈川県	3	3	5	3	4	3	3	24
新潟県	2	3	5	4	5	9	12	40
長野県	4	0	8	6	0	3	3	24
山梨県	3	1	1	1	1	1	2	10
静岡県	4	3	2	3	5	2	4	23
富山県	0	0	0	1	0	2	4	7
岐阜県	2	1	0	0	0	0	0	3
愛知県	1	1	2	2	4	4	8	22
石川県	0	0	0	0	1	0	3	4
福井県	1	0	3	0	1	0	0	5
滋賀県	0	0	1	2	1	0	1	5
三重県	3	4	4	5	6	8	7	37
奈良県	2	4	3	3	2	3	2	19
京都府	5	6	9	8	6	10	8	52
大阪府	4	4	4	3	4	2	3	24
和歌山県	3	3	4	4	3	3	3	23
兵庫県	1	1	2	2	1	1	3	11
鳥取県	1	2	2	2	2	1	1	11
岡山県	2	2	2	3	4	3	2	18
島根県	0	0	0	3	5	4	3	15
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	3	4	2	1	2	4	3	19
香川県	1	1	1	21	2	1	1	28
徳島県	0	1	2	2	3	2	2	12
愛媛県	4	3	3	2	3	2	5	22
高知県	0	0	0	0	0	1	4	5
福岡県	13	8	12	12	5	8	3	61
大分県	0	0	0	0	2	0	0	2
宮崎県	0	0	0	0	0	1	3	4
熊本県	1	0	1	1	2	3	1	9
鹿児島県	1	1	1	0	0	0	0	3
佐賀県	1	1	1	1	1	1	2	8
長崎県	0	0	0	1	0	0	8	9
沖縄県	0	3	0	3	2	8	4	20
合計件数	92	99	132	159	142	166	190	980

『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人 緑の安全推進協会 御中

住所、連絡先(勤務する事業所、所属会社等)等が変更になりましたので、お届けいたします。

届 出 日 平成　　年　月　日　　**認 定 番 号**（No.　　）

氏　　名（　　）

変更前の勤務先（　　）

※ 下記の変更事項に○をつけてください。

① 会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

1.勤務会社名等 (ゴルフ場の方はゴルフ場名を記入)		2.経営母体名 (ゴルフ場の方のみ記入)
3.所属部署及び支店名又は営業所名等		
勤務先の所在地 (郵便の送付先を記入)	〒（　　—　　）**必ずご記入ください。**	
	TEL　　—　　—	FAX　　—　　—
	E-mail	
5.自宅住所等	〒（　　—　　）**必ずご記入ください。**	
	TEL　　—　　—	FAX　　—　　—
	E-mail	

☆ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は 1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください(特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください）。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報は、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

●「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により、「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください（FAX 可)。

●当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03－5209－2513

E-mail：midori@midori-kyokai.com

公益社団法人 緑の安全推進協会　御中

『緑の安全管理士』認定証書および認定証　紛失等再発行願い

写真貼付 免許証サイズ	申請年月日	平成　　年　　月　　日
	認定番号	No.
	ふりがな	
	氏　　名	
	生年月日	（　昭和・平成　）　　年　　月　　日生
勤　務　先　名		
所　属　部　課		
勤　務　先　住　所	（〒　　－　　）	
勤務先　TEL／FAX	TEL：	FAX：
勤務先　E-mail		
自　宅　住　所	（〒　　－　　）	
自　宅　TEL／FAX		
自　宅　E-mail		
再発行(紛失)類名	1．認定証 （名刺サイズ写真付）	2．認定証書 （B　5サイズ証書）
再発行(紛失)　由	1．紛失	2．その他（　　）
分　　野　　別	1．農耕地	2．緑地・ゴルフ場分野
認　定　年　月　日	平成　　年　　月　　日	
有　効　年　月　日	平成　　年　　月　　日	

★　認定証書（B5サイズ証書）　　再発行料金　　￥3,000（送料込み）
　　認定証（名刺サイズ写真付き）再発行料金　　￥3,000（送料込み）
　　※　同封の郵便振替用紙でお振込み下さい。（振込手数料はご負担ください。）
★　写真２枚送付のこと。
※　１枚は本願い書に貼付。もう１枚は裏に氏名を書いて裏返し、クリップ止めして同封。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03－5209－2513
E-mail：midori@midori-kyokai.com

[資料1]

2017/3/28

B

「緑の安全管理士」資格認定・更新等の仕組み　－平成29年度日程を反映－

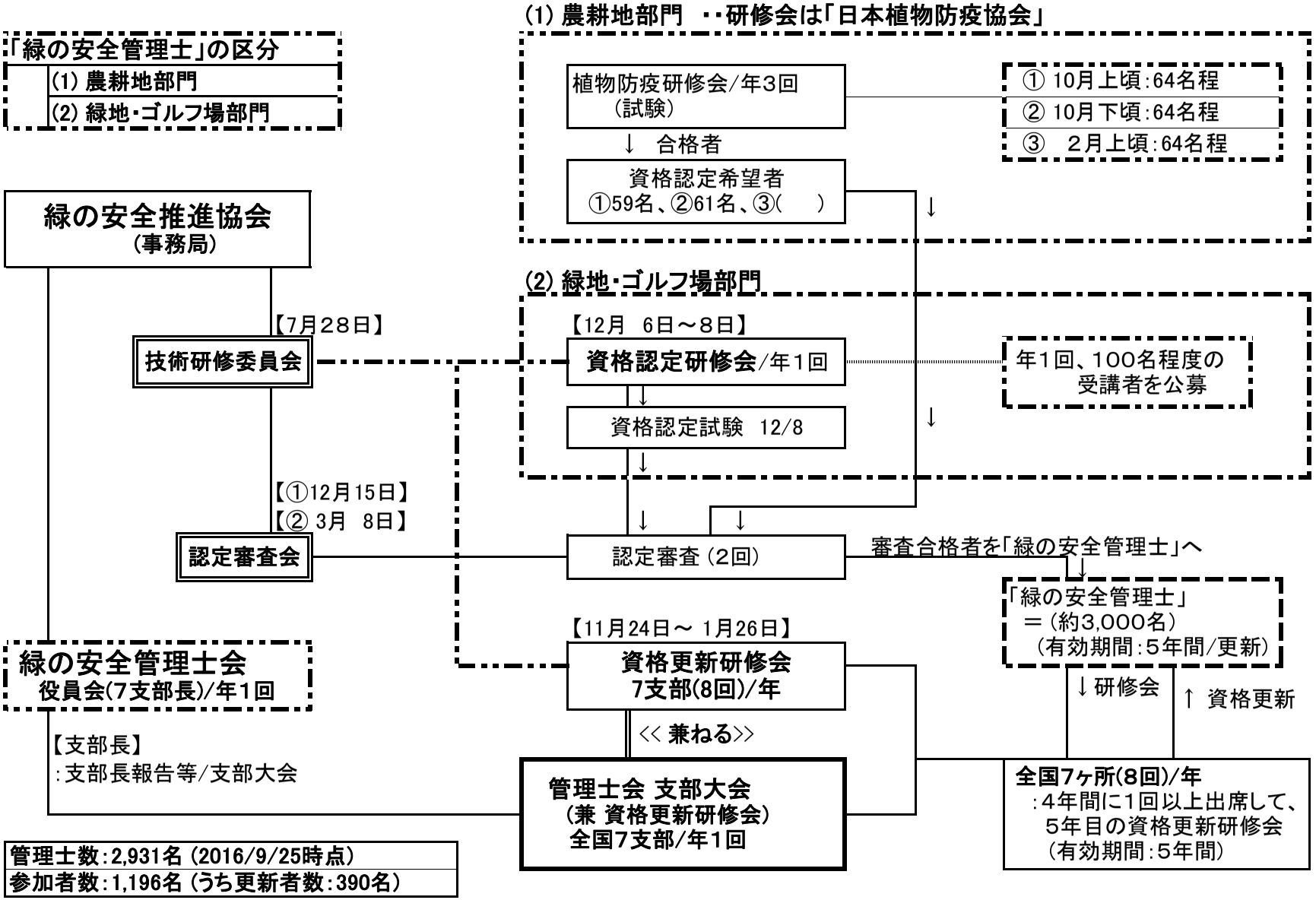

平成29年度「緑の安全管理士」資格更新研修会(兼支部大会) ―(日程案)―

2017/3/16

支部名	開催日時	開催場所 ・ 住所	電話 ・ FAX
北 海 道	29年11月24日【金】13:00～15:50 [受付:12:00～]	ホテル札幌ガーデンパレス(2F 丹頂の間) 〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 http://www.hotelgp-sapporo.com/access/index.html	TEL 011-261-5311 FAX 011-251-2938
東 北	12月1日 【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	ホテル白萩(2F 錦の間) 〒980-0012 仙台市青葉区錦町 2-2-19 http://www.hotel-shirahagi.com/access.html	TEL 022-265-3412 FAX 022-265-3462
関東・甲信越①	12月12日【火】13:00～16:45 [受付:12:00～]	北とぴあ(3F つつじホール) 〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 (財)北区文化振興財団 北とぴあ http://www.hokutopia.jp/access/	TEL 03-5390-1100 FAX 03-5390-1147
関東・甲信越②	＊30年 1月26日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]		
東 海・北 陸	11月27日【月】12:00～16:45 [受付:12:00～]	**フジコミュニティセンター(4F) (旧 愛鉄連厚生年金基金会館)** 〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18 http://www.fujicommunitycenter.jp/	TEL 052-481-5541 FAX 052-481-5542
近 畿	＊30年 1月19日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	新梅田研修センター(2F Lホール) 〒553-0003 大阪市福島区福島 6-22-20 http://shin-umeda.temmacenter.com/index.html	TEL 06-4796-3371 FAX 06-4796-3378
中 国・四 国	＊30年 1月18日【木】13:00～16:45 [受付:12:00～]	オルガホール(B1F ホール) 〒700-0026 岡山市北区奉還町 1-7-7 http://www.offersweb.co.jp/s/map/map283.html	TEL 086-256-7244 FAX 086-256-2519
九 州・沖 縄	＊30年 1月17日【水】13:00～16:45 [受付:12:00～]	**JR博多シティ会議室 (10F 大会議室)** 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 1-1(JR博多駅 https://www.jrhakatacity.com/communicationspace/	TEL 092-292-9258 FAX 092-292-9362

平成29年度「緑の安全管理士」認定研修会 ―(日程案)―

研修会名	開催日時	開催場所	電 話
第39回認定研修会	29年12月6日(水)09:00 ～8日(金)16:40 [受付:09:30～]	アーバンネット神田カンファレンス(2階 2A会議室) 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-6-2 http://kanda-c.jp/access.html	TEL 03-3526-6800

みどりのたより

第 68 号

発行日　平成２９年３月２８日

発　行　緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4（全農薬ビル５階）

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

ＴＥＬ　：０３－５２０９－２５１１

ＦＡＸ　：０３－５２０９－２５１３

ｈｔｔｐ：//www.midori-kyokai.com

Ｅメール：midori@midori-kyokai.com